

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE

DE LA

PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄雜誌

明治廿六年一月號

每月壹圓發行

第五拾六號

大日本監獄雜誌第五十五號目次

官報

○四 件……………一

論說

○監獄論……(第十二)……………法學士畑真太郎……二

講話

○大日本監獄協會第五回總會に於ける特別會員貴族院議員小原重蔵君の講話○大日本監獄協會の總會に於ける法學士長島登太郎君の講話○大日本監獄協會第五回定期總會に於ける警保局長小河滋次郎君の講話(承前)

叢書

○四 件……………一八

雜錄

○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)○大日本監獄協會常集會○監獄協會有志青年會

通信

○地方議會の建議○囚人取締用容衣○萬國博覽會への出品○京都府監獄死亡職員追悼會○精勤證書授與○看守教習卒業○米國神學博士の入會

翻譯

○歐米監獄沿革史……(承前)……………在文科大學神谷四郎譯……三五

寄書

○刑事被告人に對する監獄則制裁論(承前)○監獄教誨と宗教の關係○懲治入行狀調査内規を設けられんことを望む○實務上の疑義に就きて

小說

○獄事小説傳老爺……………三四

獄事彙報

○數十件……………三七

廣告

大日本監獄雜誌第五十六號目次

官報

○五 件……………一

論說

○短期自由刑に代るべき諸刑に就て……(承前)……………加地幹太郎……三

講話

○佛國法律大博士ゴアソナード君の講話……………五
○大日本監獄協會の總會に於ける大學教授法學博士梅謙次郎君の講話……………七

問答

○獄事雜問……………九

叢書

○二 件……………一一

通信

○獄事家の出張○ルーマニヤ國テプロベーツ中央監獄の典獄エムタラソビスキユ氏より大日本監獄協會への書翰○兵庫縣監獄の美學○看守精勤證書授與○看守教習卒業○明治廿五年中京部懲化保護院成績

寄書

○長名課長に就て注意○授業手服制の一定を望む○關室訓執行上の疑義○看守に庶務に使用すべきものにあらざるを論ず○萬國博覽會に就て○教師には特に尊王崇親の情に厚き者を要す○刑事被告人に對する監獄則制裁論

翻譯

○緘黙分房の二大監獄法を駁す……………久野生譯……二二

統計

○明治廿五年十一月末各府縣監獄吏員及在監人現在表……………二二

小說

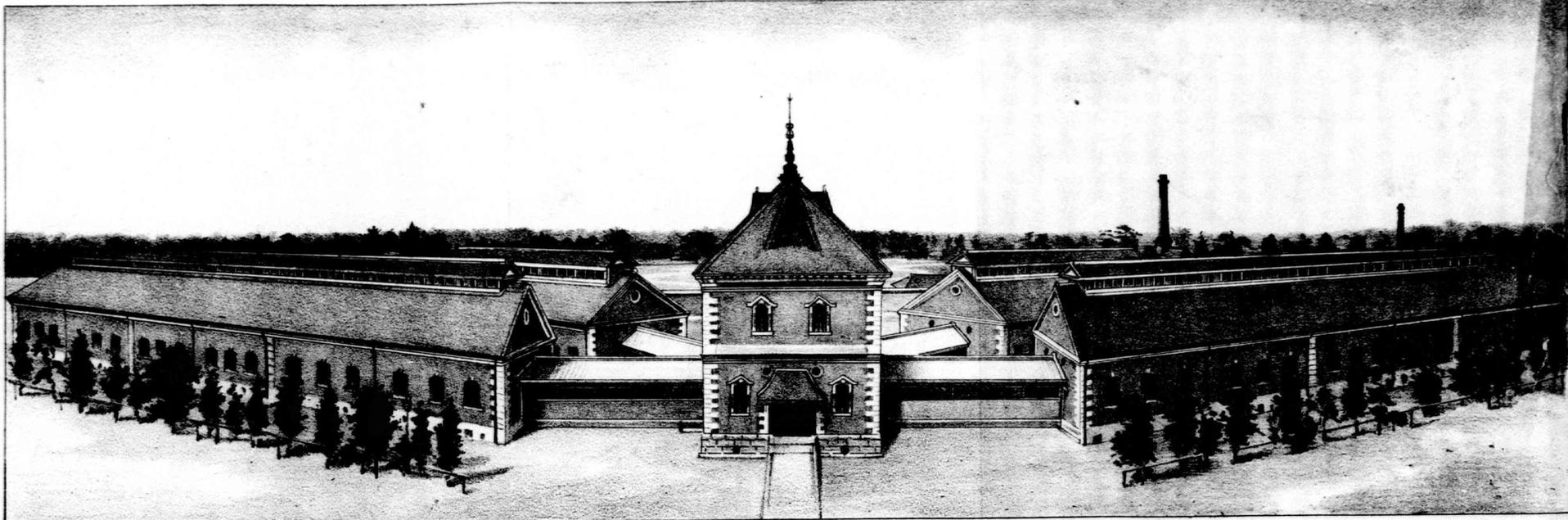
○獄事小説傳老爺……………二四

獄事彙報

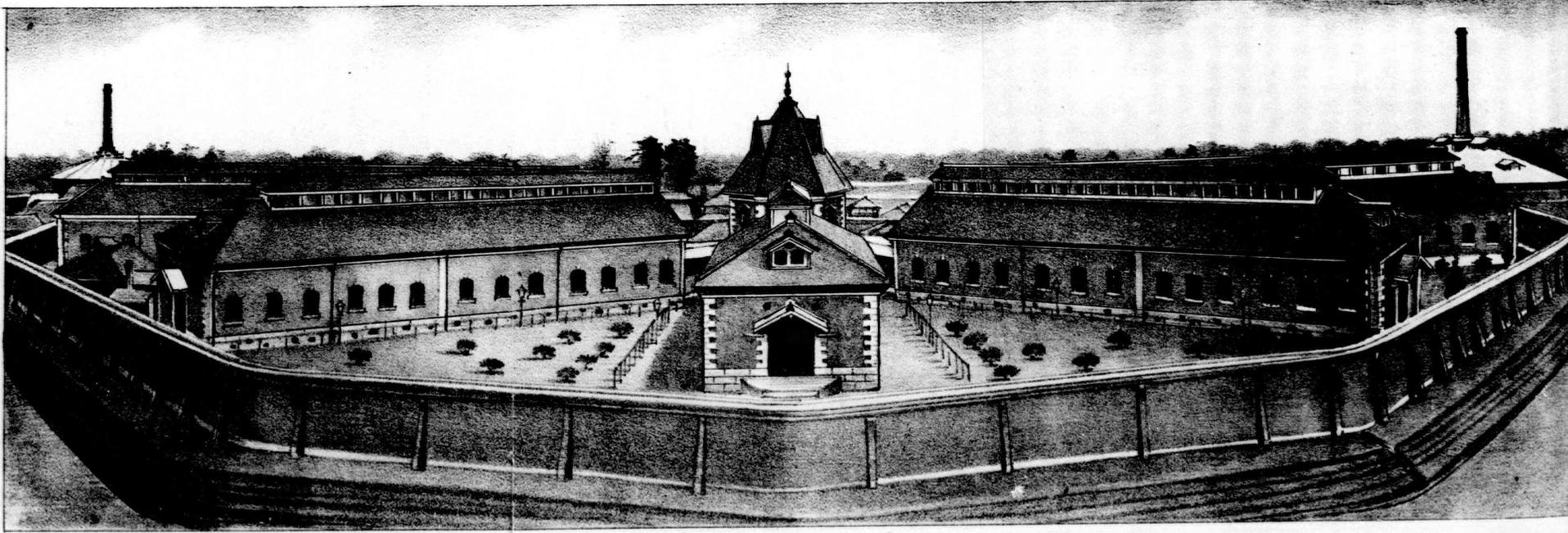
○數十件……………二九

廣告

東京集治監全圖
 PLAN d'UNE MAISON CENTRALE du TOKYO (d'APRES NATURE)



AVANCE 面前



DERRIERE 面背

東京集治監の圖を今四葉より東國計測正府世界大博覽會へ出品せらるる在札に編むる事其の人の評判の上らん
 あり評に通りありんる方依て茲に先づ讀者諸君に紹介す

大日本監獄雜誌第五十六號

明治廿六年
一月

官報

●叙任及辭令

叙正八位

任福島縣典獄叙高等官八等

非職ヲ命ス

叙從七位

叙勳六等賜瑞寶章

任愛知縣警部長叙高等官六等

任集治縣典獄叙高等官六等

任德島縣典獄叙高等官八等

任千葉縣典獄叙高等官八等

●獄務會

集シ去ル明治廿五年十二月六日ヨリ第六回定期會議ヲ開

キ治獄上緊要ノ件ヲ議了シ全十日閉會セリ

栃木縣典獄 甲斐 秀成

福島縣行方字多郡長正八位 小野木 源次郎

福島縣典獄 林 恣

廣島縣典獄正八位 若山 茂雄

熊本縣典獄從六位 小池 浩輔

集治監典獄從六位勳六等 渡邊 惟精

神奈川縣警部長從六位勳六等 菅井 誠美

千葉縣典獄正八位 福原 元資

德島縣典獄正八位 千石 學

鹿兒島縣ニ於テハ各監獄支署長ヲ監獄署ニ召

集シ去ル明治廿五年十二月六日ヨリ第六回定期會議ヲ開

キ治獄上緊要ノ件ヲ議了シ全十日閉會セリ

●看守教習所卒業及人所 北海道集治監樺戸本監ニ於テ

ハ去ル明治廿五年十一月二十九日看守教習所第六期受業

生ノ卒業試驗ヲ執行シ及第者二十人ニ卒業證書ヲ授與シ

實務ニ服セシメタリ○沖繩縣監獄署看守教習所ニ於テハ

去ル明治廿五年十一月廿五日受業生三人ニ就キ卒業試驗

ヲ執行セシメ合格ニ付キ卒業證書ヲ付與セリ○島根

縣看守教習所ニ於テハ去ル明治廿五年十二月十四日第三

回卒業生二人ニ卒業證書一人ニ修業證書ヲ授與シ卒業生

中一人ハ成績優等ナルヲ以テ特ニ褒狀ヲ下付セリ○埼玉

縣監獄署ニ於テハ第二回看守授業生ノ卒業試驗ヲ執行セ

シニ受驗者八人ニシテ孰モ及第セシニ附キ去ル明治廿五

年十二月十六日卒業證書ヲ授與シ實務ニ服セシメタリ○

北海道集治監空知分監ニ於テハ去ル明治廿五年十二月十

一日看守教習所第一回受業生六十五人ハ卒業證書ヲ授與

セリ○神奈川縣ニ於テハ去ル明治廿五年十二月二十二日

看守教習所第十一回受業生九人(内優等生一人)ニ卒業證

書ヲ授與セリ○兵庫縣看守教習所ニ於ケル第三回受業生

卒業生ハ總計十二人ニシテ内優等二人ナリ○石川縣ニ於

テハ去ル明治廿五年十二月二十三日ヲ以テ第三回看守受

業生六人卒業シ第四回受業生二人ヲ入所セシメタリ○鹿

兒島縣ニ於テハ昨年十二月二十七日第七回看守教習生四

人ハ卒業證書ヲ授與セリ○熊本縣ニ於テハ看守教習所第

一期教習生卒業試驗及第者四人ニ昨年十二月二十六日卒

●精勤證書授與 石川縣ニ於テハ此程看守四人ニ精勤證書ヲ授與セリ

神谷 墨 跃君
茨城縣教誨師を命せられ月俸八圓を給與せらる

嶋根縣監獄書記 佐々木 俊三郎君
七級俸を給與せらる

嶋根縣監獄書記 渡邊 友次郎君
八級俸を給與せらる

三重縣看守 伊藤 又吉君
三重縣看守長に任せられ十級俸を給與せらる

岐阜縣教誨師 郷 舜二君
依願教誨師を免せらる

大原 菊壽君
岐阜縣教誨師を命せられ月手當四圓を給與せらる

飛高 秀藏君
大分縣監獄書記 飛高 秀藏君
九級俸を給與せらる

木名瀬 禮助君
秋田縣監獄書記 木名瀬 禮助君
庶務課長兼經理課長を命せらる、看守教習所長兼教官故の如し

竹内 千里君
秋田縣看守長 竹内 千里君
兼任監獄書記、警守課長兼作業課長を命せらる

大貫 忠直君
秋田縣看守長 大貫 忠直君
兼任監獄書記、作業課長を命せらる看守教習所教官故の如し

如し 秋田縣看守長兼監獄書記 兒玉 親良君

秋田縣看守長 岡部 憲安君
兼任監獄書記、大曲監獄支署詰を命せらる

秋田縣監獄書記 北嶋運一郎君
自今月俸拾八圓を給與せられ警務所長を命せらる

秋田縣教誨師 多田 義觀君
教務所長を命せらる

服部 春政君
秋田縣監獄書記に任せられ月俸拾四圓を給與せらる

石井 宗泉君
依願、職務を免せらる 秋田縣監獄書記 石井 宗泉君

神崎直次郎君
八級俸を給與せらる 兵庫縣看守長 神崎直次郎君

大橋 彦太君
九級俸を給與せらる 兵庫縣看守長 大橋 彦太君

阿部 誠一君
九級俸を給與せらる 兵庫縣看守長 阿部 誠一君

神崎 政寛君
依願、本官を免せらる 非職兵庫縣監獄書記 神崎 政寛君

濱田 民次郎君
依願、本官を免せらる 兵庫縣看守部長看守 濱田 民次郎君

栗屋 千輔君
兵庫縣看守長に任せられ十級俸を給與せらる 兵庫縣監獄書記 栗屋 千輔君

田中 參候君
兵庫縣看守長を命せらる 兵庫縣看守 田中 參候君

佐久間 成章君
看守部長を命せらる 兵庫縣看守 佐久間 成章君

論說

○短期自由刑に代るべき諸刑に就て(承前)

加地 外太郎

萬國刑法協會雜誌(千八百九十一年分)を見るに、カール、ロース氏の「瑞西國に於ける刑法上の要件如何」と題する論文あり、其説に由れば、職業的犯罪者及其他公共の危害となる犯罪者は長期間(少くも十年間)之を中央獄に監禁して以て社會の凶害を絶つべく、十六歳未満の未成年者は之に教育を加ふべく、十六歳以上二十歳以下の未成年者は之を懲治場に入るべく、乞丐及浮浪者は之を工役場に入れて労働に慣れしむべしと云へり

又同雜誌にマヒヤルド氏は改悛の望ある犯罪者には宜く改悛を主とする刑罰を科すべく、改悛の望なき犯罪者には官く社會を保護する刑罰を施すべしと論じたる末、左の結論を爲せり

國家が刑罰を用ひて以て犯罪を撲滅するの任務に立法司法及刑罰執行の三職が協心協力するにあらざれば決

して行ふ能はざる所なり
法律上に刑罰を掲げて以て威嚇するは將來の惡事を防く所以、刑罰を申渡し及び之を執行するは現在の惡事を制する所以なり
右第一の行爲は一個人の所爲か法律的秩序を侵害せるの輕重如何を以て標準とし、第二の行爲は「二人同事を行ふも其事一ならず」どの該の如く法律の範圍内に於て犯罪者の人と爲り及其社會に對する敵意如何を標準とせ、於是乎左の區別を生ず
改悛の望ある犯罪者と、改悛の望なき犯罪者
危険ある犯罪者と、危険なき犯罪者
甲の區別は刑の種類定の定まる所、乙の區別は刑の分量の定まる所なり
然るに實際右の條件を守らざるの弊や、犯罪の大小若くは惡事の輕重に基き定められたる各種の刑は其適用の正鵠を誤るのみならず、裁判官が刑を適用するに當てや或は其の刑期の長きに失し或は短きに失するに至れり
又刑法の精神を實行するに必要な刑罰執行法律なるもの無きか爲め、刑法の畫一なる規定あるに拘らず、其執行上に大なる差異を生ずるを免れず云々と
又同雜誌にムン氏は苦刑を以て短期自由刑に代ふるよどに付論して曰く、苦刑は野蠻の遺風のみ、決して今日の刑法上の精神に適合するものにあらざり、彼の鞭撻を嗜好

する露國さへ、施体の刑を全廢せんとするの傾向ある今日に於て、如何そ人道を重する我獨逸國に苦刑を採用するの愚を取るべきやと

一千八百九十一年五月三十日西北獨逸監獄協會の第十六年總會に於て「短期自由刑を非難するの理由果してありや否」との問題を提出したりき、提出者は左の趣意を陳述せり

一現今刑法上に短期自由刑の多きは是れ自然の理に基くものなり、決して立法者若くは裁判官が特に緩嚴し得べきものにあらす

二短期自由刑の効力に對する非難は刑の本性及目的を十分研究せざるの致す所なり、短期自由刑は能く刑の目的に適合するものなり、之を措て他に代るべき適當の刑あるを知らざるなり

其議事録は未だ發刊せざるを以て其の摸樣を知るに由なし

獨逸法學協會は同年九月第二十一回の總集會を催ふし、

同第三部に於て夫の條件付裁判の得失を研究せり

贊成者の一人大學教授博士ヒュゴ、マイエルの論旨は條件付裁判を未成年者及女子にのみ適用せんと云ふにあり、然れども是れ微く誤れるの論のみ、何と云はれば既に獨逸刑法上に十八歳未満の被告人は或る特別の輕微なる犯罪ある場合に於ては譴責の刑を申渡さるゝみとを得べき規定あるか故に、未成年者に對し更に條件付裁判即ち一

定の期限間品行方正なるときは本刑の執行を停止するの恩典を設くるは、現行法の規定を改良する所幾くもあふざるへければなり又女子に限り條件付裁判を適用し、男子には之を適用せざる云ふの論も偏見たるを免れるさへし、若し夫れ空理空言のみを弄はすして少く眼界を實際に轉せば、實に犯罪者の大部分は男子にして女子は甚だ僅少ななるを見るへし、故に犯罪者其た僅少なる女子に對し、而かも其犯罪中の或る一部分の爲めに此條件付裁判を適用せんとするは、殆ど此制の効能を見るの餘地なかるへし、畢竟此條件付裁判の恩典を設くる所以のもの

は、男子は一家の爲め勞働して生計を立てるの任あるものなれば、之をして固固に呻吟せしむるは一家の不幸實に謂ふべからず、是れ此恩典を設くるの一理由にあらずや、然るに男子をして此恩典に浴せしめずして却て女子をして之に與らせしめんとするは、事の利害緩急を知らざるの論のみ

贊成者の一人司法參事官大學教授博士ヘルマン、ゾユフエルト氏は條件付裁判を總て三ヶ月以下の禁錮及拘留の刑に適用せんと欲す、(但し或る犯罪を除く)、然れども被告人にして前に一回處刑せられ若くは減刑を以て徒刑より禁錮に代へられ又は名譽剝奪若くは監視に付するの宣告を受けたる者は此恩典に與からしめざるを好しとすと説けり、

本問題提出者の一人帝國法院評定官ローベル氏の説は、

條件付裁判の反對論者は口を開けば必らず未だ十分の經驗を積まざるを以て其反對の論據となさるるなし然れども若し事々物々を経験せしとして躊躇せば吾人は何時にかな進歩するの期あるべきと説き出し、縷々短期自由刑の有害なる實況を叙列し、且つ曰く、條件付裁判は特赦權を侵すものなりと云ふものあり、若し果して然らば

第二審の裁判所か初審裁判所の宣告を破棄して更に前裁判より減輕したる判決を下すを以て同く特赦權を侵すものなりと爲さるへかす夫れ特赦權は國君か大臣の責任を以て自ら行ふ權利なり、豈に宣告したる刑の變體たる條件付裁判と同日に論すへけんや云々と、第二の提出者博士ステングライン氏は更に短期自由刑に代ふべき諸刑に付詳細なる論究を爲したる後、論して曰く、若し短期自由刑に代るに夫の苦刑を以てするのみを得ずとせば、罰金に訴ふるより他に途なかるへし、然るに罰金の刑

は勞働者に取りては些少の額と雖ども大なる苦痛となるへけれども、富者に至りては刑罰の實なしと云ふへし、故に此條件付裁判は他の諸刑に比して短期自由刑に代ふるに最も適當なるものなりと論せり、其他本問に付ては發言の通告者十四人ありて、代るゝ其利害得失を論せりと雖ども、多くは皆本案に賛成せざるものにあらざるはなし、反對論も亦種々あり、即ち或る論者の如きは、條件付裁判は法律の原則に依り動作すへき裁判官をして便宜主義に依り刑を緩嚴する行政官と變せしむるものな

りとまで論したれども、其決を探るに及てや本問は大多數を以て兼の採納する所とされり、其議決は原案を少く修正して左の如くなり

條件付裁判は曩に重罪輕罪若くは違警罪の爲め裁判宣告を受けざりし被告人にして拘留若くは三ヶ月以下の禁錮に當る罪を犯したる場合に於て裁判官の適宜申渡すみとを得べきものなり

以上陳述せる如く條件付裁判は現今歐洲諸國就中獨逸國に於て短期自由刑に代るに最も適當なるものと認められたるなり、此制たるや固より各國の人情風俗慣習等に依り其採擇の如何を決すべきものなれば、之を我國に採用するの得失に付ては學者亦自ら其説あらん余は唯茲に泰西諸國現時の形勢を叙して以て讀者の一察に供するのみ(畢)

講話

佛國法律大博士ボア

ソナード君の講話

(第五十四號の續き) 森 順正 譯

故に囚徒に對し演說說教又は講話を爲し且講演する所は平易にして多數囚徒の了解し易きを要す以て人類相互の

關係、他人の身体財産の不可侵、の理を説き運賦に任せ勞務に就くべきを勤め哲學家の所謂「諸惡不徳の母」たる懶惰の弊害を知らしむへし其講話演説は代言人たる法官たる教師たるを問はず総て時事に經歷あり且能辨なる者に囑託すへし又各宗の僧侶を撰任し加之、耶蘇宣教師の若きも之に説教を囑託して可ならん蓋し宗教に差異あるも各宗亦其旨を同ふする所あり即ち人の善惡邪正を鑒る所の神佛ありと云ひ未來現世の應報あり因果の理あるを説き現世に在ても尙ほ罪人悔悟して非行を改め善行を修め以て過去の罪過を償ふを得る所以を説するに至ては諸宗皆な其趣を異にすることなし又演説説教の如きは多少の準備を要し時に或は之を托すへき十分の能幹ある辨者なきこともあらん然るときは講談師として善行美德の傳記を讀ましむるも可ならん唯其講談の本づく所は著名の史傳にして典獄の承認を経るを要す又偶々講演を担当する者支障あるときは典獄其他の吏員自から講演を爲し以て勸善の大法を實行すへし且監獄に於ては諸事を整頓し豫め其準備なかるへからず故に講談の如きも夕刻食後就寢前其他休役前に於てし以て服役を中斷せざるを要す

以上唯僅かに刑事被告人及囚人に對する一二の要點を述ふるのみ

然るに茲に特別に諸君の注意を喚起せんとする一種の人類あり放免囚即ち是れなり

講話

抑も放免囚は社會の科したる刑を受けたるものなるを以て社會に對し已に其責を盡したりと謂ふ可し然れども社會は之に對し其責を盡したりたるものと謂ふ可きか社會は之をして再び罪惡を犯すことなからしめ且其勞役に依りて復権を得せしめんが爲め更に盡すべき所なしと謂ふを得へきか

余は自から以爲く是れ社會の利益のみならず亦其責務とすへき所なりと蓋し業に就くを得ざるは往々犯罪の初原因たることあるに一旦監獄に拘禁せられたる者は出獄の後尙ほ世人の信用を失し容易に活路を得ざるを以て一層犯罪の危険多かるへし

是を以て貴協會は宜く市府に放免囚保護組合を設け一方には典獄と聯絡を通し之をして満期放免に近き囚徒の氏名素行罪質を通知せしめ一方には工場主、受負人、豪農、豪商と關係を有し之をして組合員たらしめ以て改悛の狀ある者に其職業能力の程度に相當する業を與へしむへし

又此保護の利益は監視に附せられたる者と否とを問はず均しく之を受け其恩澤に浴せしむへし何と云はれは出獄者は監視の有無を問はず概ね扶助する者なくして活路に就くに困しむものなればなり

出獄者には其服役中の賃金を附與せしむるも時々家族に送付することあるを以て其額極めて些少にして以て其活路を得るの資も爲すに足らず加之、其殘金は却て放免囚の

爲め有害なるへし何と云はれは數多の歳月を獄裏に送りたる者に出獄後直に其所持の金錢を浪費せざるを得ず否ざるを得んには志氣豪毅にして資性堅忍ならざるへからず然れども斯くの如きは囚徒の輩に望むかゝる所なればなり

左れば放免囚にして金錢の餘裕あらば美服を求めて自か小獄衣の醜狀を忘却せんとすへきも決して營業の器具を購ひ居住の家賃を拂ふか如きを爲すことなし然らば則ち其徒輩は職業に就くの具なく雨露を避くるの家なく忽ちにして浮浪乞丐となり遂に再び罪惡を犯すに至らざるを得ざるへし故に一旦刑に處せられたる者概ね再犯者となるは已むを得ざる所にして社會の不注意與て力あるや明かなり

日本の社會は不幸數奇の情董をして罪惡に陥らしめざるの豫防法を究めず之か爲め殆ど毫も顧る所なきか如く其罪を犯すを待て始めて之を責罰す恰も父母の子女を訓誨せずして懲罰を爲すのみなるを何と擇はん恰も醫の患者を治療するに當り一旦之をして死を免れしめたるも將來の攝生法を説かず病患再發を豫防せざるに似り奈何を再び發病し遂に不治の症とならざるを得んや放免囚を扶持せず之に活路を教へざる亦其結果と一ならざるを得んや諸君よ諸君は實に貴重大なる事業を企圖せざるもものなり其實行に困難あるは數の免れる所なればも凡そ事業の愈々困難なるものは其成功亦愈々期して待つを得へ

講話

きものなり是れ蓋し事業愈々困難にして之を爲す者愈々耐忍不撓の精神を發揮するが故なり故に諸君に望む所は其れ不屈不撓の一事なり

又政府をして貴協會の事業を贊助せしむるを要す蓋し罪惡を豫防するは之を懲罰するに比し費用の少きを説き以て政府の補助を得るは容易ならんと思ふ

然り而して諸君の主眼とせられんことを要する所は囚徒をして改悛の効を奏せしむるに在り若し夫れ判事の法庭を退き自から已むを得ずして刑罰に處したる犯罪人を慰諭し辯護士の無罪たらしむる能はざりし刑餘の者を扶助し農工商の富豪家にして放免囚を保護し之に業を授くるに至らば萬國の勳鑑たるを失はざるへし

○大日本監獄協會の總會に於ける大學教授法學博士梅謙次郎君の講話(第五十四號の續き)

貴族院速記者 竊 轍速記

ロンブロー其他の人の説は夫れから進んで非常な結果を引て来る先づ頭の形が斯う云ふ風になつて居る者或は身体の中に斯う云ふ癖のある者、夫れは生れながら犯罪人となる病源であつて人力を以て癒すことは出来ないうちヤント身体の構造が犯罪を行はなければならぬやうに出て居るのであるかスう云ふのは仕構がないに依て學

者に依ては或は生涯牢に入れろと云ふし、今一層残酷な人は用捨なく切捨てたが宜い、是れまで云つて居る夫れで私の考ふるには犯罪人の中には種々の事情が其中に加つて幾ら懲らされても到底利かず、さう云ふ様に罰しても仕様なく社會に出せば直ぐに犯罪を行ふ人もありませう併しながら夫れは是れ丈の頭の形を持つて居つたならば是非犯罪を行はなければならぬものであると斯う極つて居るかさうかは中々分らない話である假りにさう云ふ事があるとしても夫れを見分ける者は誰れであるかと云へば矢張り不完全な人間が見分けるのであるから必ず間違があるに相違ない、又私はさう云ふものがあらうとは信じない、随分其人に犯罪を行はせないのは難いぞ云ふ様な人はありませうがさうしても直ぐない人はあるか、さうか分らない、尙ほロンブロー其他の人の云ふ所を疑ふのは……是れが一番有名の本であります(此時ロンブローの著書を聴衆に示す)……此外に論じてあることはやゝもすると前後矛盾して居る、元來此經驗は百人餘りの犯罪人と二三百人の健康の人の体格、性質を調べたのであるが假令其調べ方に違ひはないとしても百人や二百人の身体を以て天下幾億万の人の標準とするには足らぬ、併し犯罪を行つた人は斯う、犯罪を行はぬ人は斯うと云ふことに百人なり五十人なりが皆同じであつたならばさうかも知れませぬか、ロンブローの説には頭の大きい者が犯罪を行ふ……犯罪の種類に依

て違ひますが……先づ頭の大きい程犯罪を行ふと云ふのが以太利で百人か二百人より取つた結果である、所がロンブローと同じ學派の人で外の人が云つて居るのはヤルで變つた話になつて居る此説では犯罪人は頭の小さいのに多いと云つて居る、さう互に研究の齟齬して居るものが學理の土臺となることは出来ない今一層研究を盡して是れで違はぬと云ふ位に確かな數があつて夫れが割出したる所の學理であるならば人を感服させるものが出来るかも知れないが斯様に疎漏極まつたものではそれが十分信するほどの出来ない證據にならうと信じます、斯様なものであるから此ロンブロー其他の人の説は或る點に於ては本當のこともあらうけれども或る點に於ては全く間違つて居る唯、其本當の所は其人々が多くて犯罪人又は犯罪人でない所の人間の体格又は性行等を調べたあとに付ては或は有益なる研究でありませう去りながら夫れから致しまして犯罪人は或る不治の病氣と同じやうに先づ斯う云ふ形の頭を持つて居る者は是非其犯罪を行はなければならぬと云ふことはあるまい、又さう云ふ者が無いと云ふ以上は或る形の頭を持つて居る者、又は或る言行を是れ迄の履歴に持つて居る者は夫れは生涯牢の中に入れては或は殺して仕まつたか云ふ説は到底取るゝとの出来ぬ説である、唯、是等は是れほどの理由があるかと申しますと或は再犯がおざりなれば、先刻もか話が出たやうでおさりますが、再犯者は三犯し四犯す

ると云ふとは或は性來の性質であるか或は慣習でさうなるか、夫れは随分分らぬものである、私共の思ふには中には慣習があらうと思ふです同じ頭を持つて居つても平生同じ氣質を持つて居つても夫れが一過犯罪を行つた時に愉快のあとがあつて例へば強盜を致して非常に金を取つて非常に愉快か出来たあとがある強盜が面白いものだと云ふ感覺が起つて二度三度する中に、慣習となりて、さうも強盜をせずには居られぬことがありませう、同じ頭を持つて居り、同じ氣質を持つて居つても強盜をやらうと決心するまでには、良心があつて其處まで至るゝは、餘程の事情が起るのであるか若し……待て々々夫れはや人間として世の中に立つゝは出来ぬと云つて自ら悟つて止めた人もあるかも知れない、夫れだから再犯者三犯者であるか頭の格好が違つて居る、必ず平生の言行が違つて居ると云ふことは無からうと思ひます、其中に色々調べて見たならば頭の格好ばかりではいかぬかも知れない、平生の氣質ばかりではいかぬかも知れない、其外の事情等を考へ合はして見たならば是等の犯罪人には容易に直ぐに犯罪人と、容易に直る犯罪人と云ふ必要を見分けて監獄署の中の監房を異にして置く必要は必要であるかも知れない、其分界の目的が立つやうになつたらば何時も犯罪を行ふ性質の者は別の監獄に入れて置いて、さう云ふ者は一人り一人りに仕切つて交通をさせぬやうにして一人りで往く先、過ぎ越し方の事などを考へ

て居る様を持つて往つて、良き教師が教誨をしたならば或は直らぬとも限らない、左もない時には互に強盜の術、詐欺の術、人殺しまでも研究して泥坊を養成するやうになる、故に出來心で強盜をしたのであつたら人殺したのであつたらと云ふやうな者を生れながらに犯罪人と云ふ様なものと一所にするゝと惡い手本を授けて放免になると直ぐ惡いおどをするやうになるから、さう云ふ者は隔離して互に交通させない様な方法を設けるおどは必要かも知れない、若しもロンブロー其他の學説が獨逸官報に掲載したるが如く陳腐なるものとしても此説を利用して研究をして往つたならば陳腐なる廢物よりして斬新なる眞の良い學説が出て來るかも知れない、だから其方に研究を向けて往くおどは必要のおど、考へます以上は監獄のおどに直接の關係を持つおどであるから夫れを多くの人が研究して十分監獄に改良を加へて往くおどは必要なるおど、思ひます(蒲場大喝采)

問 答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保つること能はざるは勿論尙ほ不充分のこと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提議の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

○獄事雜問
看守の勤務は必ず晝夜に各別せざるを得ざるもの

問答

なるや
 答 晝夜に割別すへしとの成規は未だ之なきを以て區分せざるを得ざるものにはあらずるも晝勤と夜勤とを區別する方實際檢束よく行届くへし此は新檢束法とも稱し得へきものなれば一般に實行さるゝ方得策なりと信す

問 看守勤務を晝勤夜勤に區別するに於ては從來の所謂非番あるものなき等なるを以て偶々疾病等の爲め一日二日欠勤するときは彼の休暇規則に依りて慰勞休暇を得るに該當せざるより此の如き者は年中無休日となるに至るへし如何

答 晝勤夜勤に區別するも各交代の場合には之れあるべきを以て其交代の際等に於て一日の休暇を與ふるおと爲さば是れ職務の配置上より出るものなれば之を非番と同視し差支なきおと、思考す

問 控訴囚を控訴院所在地より原府縣へ送還する場合に於ては其護送方囚人護送手續に依らざるを得る旨は開くとあるなるか右は該手續に依りても差支なきおとなるや

答 控訴囚を送還し得へき場合及び其護送方はともに内務省令を以て特定せられたるものとす殊に其護送方を定めたる所以は囚人護送手續に由り送傳の法を採るときは流車汽船の便を充分利用するを得ざるに在るへし故に其護送法の精神たる直送にあるを以て一般囚人

護送手續に依るへきものにあらすと思考す

問 然らば護送官吏は孰れより出すべきや
 答 護送官吏は孰れより之れを出すも規定に背くおとなし就ては相互の協議次第にて定め得へきも受取りに出す方妥當なるか如し

問 知事は監獄則に依り毎年必ず管下の監獄を巡閲せざるを得ざるものなるや巡閲なき向もなきにあらざるか如し又監獄本署は巡閲ありても支署にはなき向ありと聞く支署の如きは右にても差支なきや

答 知事は管下總ての監獄を毎年巡閲せざるを得ざるおと勿論なり殊に監獄支署の如きは下級の官吏にて支配し居ることあれば一層監督の嚴なるを要すへし知事か敕令に背き一年に一回も監獄を巡閲せず杯とは蓋し訛傳ならん必ず巡閲あることなるを信す又若し萬一にも斯かる監督怠慢のことありなば内務大臣は必ず相當の處分に出でらるゝとなるへし

問 現行の名籍は完全ならざる廉なきにあらざるを以て早晚改正せられんことは希望するとあるなるか夫れ迄の間刑事被告人と囚人とを一ツの模式中に纏め之を被告人と囚人とに併用するに於ては手数を省察する上に利益尠なかりざるへし右は許さるべきや如何
 答 改正のおとは兎も角名籍併用は差支なきことなれば認可あらんと思考す開くとあるに依れば既に一二縣に許されたりと

問 受貨人には料程を定めず囚人を貸貸し得るものなるや聞く所に依れば受貨人に囚人を貸すには多くは一日上何錢中何錢下何錢どの賃錢のみを定め料程に由りて工錢を割出さる向なきにあらす右は果して差支なきや如何

答 囚人の工錢は料程と相伴はざるを得ず又囚人は必ず豫め料程を定めて使役せざるを得ざるものとす(看護夫炊夫の如き二三の役を除き)故に通常料程ありて初めて工錢あるものなり通常の工業に就く囚人を受貨人に貸すに賃錢のみならず背法たるおとを免かれざるへし必ずや料程を定め之れに對する工錢を料定して使役せざるを得ざるおと思考す

問 課長の兼務は總て不可なるおと勿論なるへきか一時に悉く兼務を廢するは經費其他の事情の許さる所にして到底行はれ難きおとならん就ては最も兼務を不可とすへきは何課と何課なるべきや

答 他は姑らく第二とするも庶務課長と經理課長とは必ず兼務せしむべきものにあらすと思考す蓋し斯く兼務するときは自然會計事務等に混乱を來し監獄事務の体面を汚すの基因たる恐れなきにあらざればなり

諷 議

◎整部屋監獄 とは何ぞや。放歌吟唱夜以て日に繼ぐ無

紀律の拘置監、此の名を出せしどか、御用心々々々、
 ◎監獄製辨當 とは何ぞや。是れ決して木工囚に依りて造り爲され監獄製品一手販賣所に陳列せらるるものか爲す……不思議……此は炊夫に依りて製せらるることありと、而かも囚人の口に入るものとは夢想ふへかたす。

通 信

○獄事家の出張

舊臘より小河内務省監獄課長には縣治局勤務野賀内務属庶務局勤務高橋内務属とともに福島縣に、神谷同監獄課員には縣治局勤務高林内務属庶務局勤務石渡内務属とともに宮城縣に出張職務に關し周密精到の視察を遂げられたりと云ふ

○ルーマニヤ國デプロベーツ中央監獄の典獄エム、ダランゼスキユ氏

より大日本監獄協會への書翰
 拜啓生儀は多年世界の監獄に關する書類を勘査する事と其規則を研究する事とを目的とし今現に熱心從事能なり候者に御座候然るに貴國監獄は近時著しく改良進歩致さ

れたる由歐羅巴の監獄雜誌に於て散見仕候得共其詳細を了知し能はざるは誠に遺憾に堪へず候、貴下願くは余か熱心を諒し貴國監獄の數、囚員平均數、禁獄の方法、看守採用の方法、囚人の食糧、監獄の管理法、囚人待遇法等の諸項に就き細密なる報告書を速かに御送致下され度伏して懇願仕候敬具

千八百九十二年十一月二十二日

ルーマニヤ國コトンド、ウバスル州
デプロベーツ中央監獄典獄

エム、タランゼスキ

大日本帝國監獄協會庶務委員佐野尙殿
○兵庫縣監獄の美舉

兵庫縣監獄に於ては客年十月大日本監獄協會第五回總會有志懇親會の席上に於ける清浦司法次官の演説に基き明年二十七年佛國巴里に於て開設せらるる萬國監獄會議へ我が監獄協會より委員を派遣するの議を賛成し署員各々應分の金を醸し其旅費の中へ寄贈せるものと目下從事中なりと云ふ

○看守精勤證書授與

石川縣に於ては客年十二月廿三日全縣看守乾芳久、渡邊傳太郎、森田守角、押田清久の四氏に精勤證書を授與せられたり○岐阜縣に於ては客年十二月廿六日全縣看守穂積鉦平氏に精勤證書を授與せられたり

通信

○看守教習卒業

埼玉縣に於ては客年十二月看守教習所第二回受業生の卒業試験を執行せしに執も及第せしを以て全月十六日卒業證書を授與し各々實務に服せしめられたり其人名は左の如し

- 金森朝吉君、橋本太郎君、半谷運治君、草野林吉君、小林鉄治君、小田總太郎君、小峯高三郎君、錦織寅二郎君
- 兵庫縣に於ける看守教習所第三回受業生卒業諸君は左の如し

- 杉勝也君(優等)、大田豊太郎君(優等)、蟻川末君、磯部象次郎君、神谷静馬君、高橋正男君、中山演隨君、齋藤十二郎君、岩垣辨藏君、三木新三郎君、山下長藏君、大川明四郎君
- 石川縣に於ける看守教習所第三回受業生卒業諸君は左の如し

- 上田康太郎君、石上乙三郎君、狩谷季作君、武部申二君、荒谷外二郎君、松平伸郎君
- 京都府に於ては客年十二月第四回看守教習生の卒業試験を執行し全月廿七月卒業證書を授與せられたり其人名左の如し
- 田邊義之助君、堀貞燕君、岸伸壽君、上谷太右衛門君、多賀榮太郎君、秋末佐太郎君
- 山梨縣に於ては客年十二月看守教習所教習科を終りた

る授業生八名の卒業試験執行せしに執れも及第せしに依り全月二十八日卒業證書を授與せられたり其人名左の如し

- 小坂宇太郎君、林改造君、土橋子之助君、岡本安次郎君、中田猪太郎君、八巻安藏君、野口幸作君、牛田復作君

○明治二十五年中京都感化保護院成績

(在京都 田村英吉報す)

- 一入院總數 二十四人
- 内譯
- 生業に就き一戸を構へ居る者 三人
- 現に他家に雇はれ居る者 二人
- 改心したる爲め引取人を得て退院せし者 三人
- 撞に退院したる者 九人
- 現在在院の者 七人

備考 現在員七名の内四名は印刷業に他三名は荷車挽、瓦工手傳等に從事す而して廿四年に比較すれば入院數に於て一名を減したれども其の成績に至つては割合に好結果を得たり本院は逐年生徒定員を増加せんとするの計畫なるも時運未だ熟せず取頗多からざるを以て諸費節減を主とし僅に命脈を繋ぐに過ぎざるを以て諸業の擴張を見るに至らざるは誠に惜む可きことなり又廿五年間の生徒の原籍を區別すれば左の如し

- 京都府 十一人 東京府 一人 大阪府 三人

寄書

○長名課長に就て注意

福岡 香天居士

人世の發達するに従ひ社會の事物頻繁に趣き隨て分業の法起り各其長する所を專攻す於是乎益々進歩を見るを得へし曩日内務省訓令を發し四課設置の標準を示さる察するに之が分任の事項を明にし以て監獄の發達を促したるものならん抑も事物の發達は内外上下各相須て始て其功果を奏す可きものなれば苟も其提携權衡を失せん乎發達進歩得て望む可からず今や上政府大に此に見る所あり事務分任の法を設け將來斯道の發達を計らんとするにも拘はらず下直接治獄の任に當る者依然舊習を固守し姑息的手段を以て只從來の係員を新設の課員に充て從來の課長に新設の課長を兼ねしめ遂に長名課長の綽名を稱せしむ從來の課は儼然たる勢力を有し新設の課は儼然前者に吸取せられ名有て實無く分任其功を奏せず唯外觀を假裝するか如き觀なきにあらず嗚呼予輩斯道に熱心なる者豈慨嘆痛惜に堪ゆべけんや予輩の會て論せし如く長名課長其人の如き多智多才多能多藝なる人物あらざるは固より確

寄書

寄書

信する所なり故に一課の課務を擴張するさへも實に至難の事業たり況んや一人にして數課の事務を渙然發揮せしめんよと其望むべからざるや知る可きなり宜なる哉世人現今の監獄を古昔の牢屋視するや若し夫れ監獄の整齊歐米を凌駕し世人の迷夢を覺破せんと欲せば須く分業の法に依らざるべからず長名課長を愛する者宜しく猛省三顧せざるべからず

○授業手服制の一定を望む

在福岡 井 蛙 生

授業手なるものは囚人に對し技術の教官たり素より懇篤丁寧ならざる可からず然れども亦た温容諸々の裡暗に威嚴犯す可からざるものありて宜しく公私の分界立たざる可からず其の之れを保たんにには紀律の嚴正なるにあり若し夫れ身に官服を着し頭に制帽を戴かんか亂れんとするも顧みて能はざる可し、請ふ見よ現時の授業手なるものを其服の同じからざる其帽の定まらざる囚人に直接しつゝ人に遇へば或は帽を脱するあり或は腰を屈するあり實に不体裁不紀律と謂はざるを得ず囚人の侮を招く蓋し所以あるなり就ては授業手の服装を定め(服装は看守と混同せしめ、地質小倉織又は毛織子紺黒適宜金銀五つ付) 禮式の方法 (警察監獄式に準じ、一動も固く) を一定せんことを切望す然らざれば大に監獄の風紀を害するものあらん歎

○閤室罰執行上の疑義

在福岡 井 蛙 生

乳養兒携帯の女囚獄則を犯し其犯狀閤室罰に該當するときは之れが執行方如何せは則ち可ならんか罰は一身に止まる安んを無辜の幼兒を偕に閤室内に幽閉するを得んや左りどて便宜上濫りに屏禁若くは減食等に換罰せんか監獄則第四十二條も或る部分の囚人に對しては全く死法に属すへし豈斯くの如き理あらんや是れ予の常に疑團を抱く所なり敢て大方有識者の垂教を請ふ

○看守は庶務に使用すべきもの
にあらざること論ず

在大坂 洋々 散士

凡監獄官吏の職務は種々區別あるなり依て其の課別れて警守となり庶務となり作業となり經理となり従て之に従事するの吏員亦自ら區域判然たり就中看守の如きは戒護上の外(戒護事務に便)決して庶務に使用すべきものにあらず然るに便宜上往々看守を會計其他書記計算の事務に使用するところあるやに傳聞す甚しきに至ては庶務に従事するの看守に限り通常洋服にて出勤するを許可し敢て書記雇員と區別せしめざる所あるやに聞けり是等は實に道路の言にして其の虛妄なるも散士の信して疑はざる所なり然りと雖も萬一此の如きまどありとせば當局者に向て之か注意を促さるを得ず抑も看守なるものは一定の服制のあるあり故に勤務中は假令戒護に従事せざるも必ず劔を帯ひ且制服を着せしめざるを得ざるなり然るに事務に使用するの看守は戒護上に關係なきを以て服制

の要なしとせば散士は其の誤謬の甚しきに一驚を興せざるを得ず看守には一定の職務あり豈に猥りに成規の外に走るへけんや庶務經理の事務非常にも多端なる場合あらは雇吏の増員を計りて可なり看守は設置程度に依て採用したるものなるを以て人員に限りあり然るを猥りに他の事務に従事せしめなは勢ひ戒護上の緩慢を來たすへし依て散士は如何なる場合に於ても看守は庶務經理等の計算書記の事務に従事せしめずして看守の本務に服せしめ其の職分を明にせんことを冀望するものなり

○監獄官に告ぐ

秋田 飄 然 生

監獄とは何をや單に社會刑罰權を執行するか爲め罪囚を拘禁し威嚇以て之を凌辱し虐待以て之を苦使するの謂にあらず其既に發したる罪惡は能く懲戒感化し天性本善の明德を回復し再び社會良民と伍せしめ其未だ發せざるの罪惡は國家法紀の嚴正にして犯すべからざるを悟ししめ以て之を防止するにあり所謂威嚴之中有仁愛とは監獄の真相にして司獄の要訣也監獄の目的既に茲に存すれば其構造は堅牢にして威嚴を表示し且は衛生の理に適して健康を保有するに足り尙ほ罪惡の傳播勸誘謀議等を阻隔する者たらざる可からず職司獄にあるものも亦然り克徳克威克明にして躬行實踐一舉一動苟且する事なく罪囚の觀念を啓發して感化陶冶し紀律は毫も假借する事ある可らず然らざれば監獄の目的を貫徹して國家の安寧秩序を維

寄書

持し社會共通の目的を成達する事能はざる也然るに我邦監獄は其構造概ね弊弱老朽實用に適せず試に既往二三年前を回想せば恰も犯罪練習の一大教場の觀あり其司獄の方法に於ても封建的遺風を洗脱せず遇囚上の紀律も區々に分れて明確ならず從て弊害百出言に忍びざるものあり是れ夙に有識者の慨嘆する所にして政府は之れか改良に汲をどして先づ監獄則を改正し可成的治獄上の畫一を圖り師を外邦に聘して司獄の模範を指示し全然改良の實行を期して監獄費國庫支辨案を提出し議會の賛同を求めたるも時機未だ熟せざる乎不幸にして衆議院の否決する所となり通過に至らざりしは實に遺憾に堪へざる也

監獄費の國庫支辨に属すべきは其性質上然る而已ならず國家經濟の點に就ても利害得失判明なり況んや監獄事業は歐米諸邦互に競ふて改良に孜々とし其經營に汲々たり誠に監獄の改良は今日の緊要問題にして殊に我邦の如きは其改良は目下の最急要務たるにも拘はらず衆議院が之を否決したるは無謀の議決にして所謂感情的反對の結果也とせん乎苟も國家民命の重任を帯び身兼政の大權を擁して帝國立法の府に立ち國民民福を以て神聖の化育を協賛する代議士にして私心の感情に眩惑し國家の大計を度外視するあはれ是れ所謂亂臣賊子也亂臣賊子は天地の仁慈も覆載せず世間容るゝ所なし天下豈此の如き者あらんや夫れ民力休養政費節減は議會が金城鐵壁として固守する所なれども必要にして信用ある事業は經費の支出を惜

まさる可しとは甲黨乙派萬口一樣公言する所、果して然らば議會が監獄に對する政府の經營を否決したる所以のもの監獄改良の必要は認むるも監獄の信用薄弱にして未だ以て其實力を表明して民心の觀念を啓發するに足らざるに因るなるへし是れ司獄當路者の宜しく省察すへき所也

監獄の實力は有形的物體と無形的能力を以て構成す彼の監舎は有形的物體にして受動的性質なるか故に自ら其實力を發動して効用を爲さす之を運用するの能力即ち司獄其人の心性識力なかる可らず若し之れなからん乎鍊鍊の墻壁石造の監舎ありと雖も蓬屋蟻塚と撰ふ所なし斯の如き監獄に向て誰か莫大の經費を投せんや故に無形的能力にして充實せば物體上の實力に虧くる所あるも能く之を彌縫して補充するに足る試に思へ干城莫耶は天下の利器也然れども之れが使用の方法に熟せされは以て一身を護るに足らず挺答は木竹也と雖も其使用の法に達すれば以て護身の利器となる然らば則ち在來監獄が其實力を表明し民心の觀念を啓發して信用を厚からしめさりしは獨り有形物體の實力薄弱なる而已ならず司獄の能力も亦た緩慢弊弱事に堪へざりしに基因せざるはなし夫れ監獄は國家公權を組織する一部の行政機關なりと雖も直接に政治上に關係を有せず而かも社會と阻隔して別に一小天地を爲し其常に接する所ものは社會外に捨てられたる惡漢無類の徒而已其目的を達せんとする所ものは既に本心の

品位を失して罪惡に傾き天下公衆の俱に齒せざる人物なれば世人の耳目を傾注するの度も冷淡にして其事業の發達も隨て緩歩なるを免かれず坤輿萬邦概ね監獄事業の完成期は國家の實力完備したる後にありと雖も今や時機漸く熟して官民間の問題となり世人の耳目も此點に傾注す是れ司獄當路者か奮起勇進して監獄の實力を表明して信用力を養成するの秋也而して監獄の實力を表明せんと欲せば宜しく在來の監獄を利用して可成的改良の方法に則り遇因上研究琢磨發明を凝らし以て監獄の目的を貫徹するに在り果して然らば改良の時機は招かずして來り社會の信用は求めずして附從すへき也

監獄問題は永く籠底に埋没せざるものにあらず政府假令之を提出せざるも監獄にして輿論を振作するの實力を有せば誰か之を黙々に附せんや吾人曰く天定て人に勝つ正義は終に滅せずと余輩は實に監獄の實力社會民心に表明せられざるを憂ふ余輩は感情的反對を咎めず監獄の信用民心に普及せざるを怨む敢て問ふ司獄當路者は其實力を振興して輿論に表明するの勇膽硬骨ありや否や

○萬國監獄博覽會に就て

木村 良 承

去る明治二十三年露國に於て開設したる萬國監獄博覽會は各國競ふて其製造品を出品したる事とて頗る盛大に且つ最も有益なりし而して其我國より出品したるものに就ては遺憾なからず評判甚だ面白からざりしなり是れ古來未

會有的事とて其様子を聊かも知らざれば敢て無理はなき事なり當時我國の出品物に就て歐洲の諸新聞雜誌等は冷評して曰く日本の出品物は監獄博覽會の主意を失したり寧ろ美術博覽會の出品物に適當ならんと豈殘念千萬なすや

諸各國に於ては如何なる出品ありし乎と云ふに昔魯西は内務司法兩省に於て管理する諸監獄より各々出品したり而して其司法省に属するは十二監獄にして出品高は二百二十四品なりし其品別は木綿糸綱、綉網、木製箱類、馬口鐵製造品、釘裝いたる書冊、衣服、足袋類、桶、小兒の玩弄具、造花、太鼓等なり又内務省直轄に係る分房十五監獄の出品高は八十六品にして則ち綿、布、毛布、諸種の箒、諸種の毛拂器、敷物類、家具類、錠、海老錠、厚紙の見本、諸囚徒の衣類、足袋類の留金具、捲烟草、土管類、煉瓦石、其他監獄の雛形なり而して其内務省居獄は七監獄にして出品は衡天秤の類、窓の鎖錠、衣類の諸雛形、女囚製造の繡箔類等にして通計普國より出品したる物は三百六十四個なりしと云ふ

獨逸聯邦バード大公領の十七監獄より出品したる物は各種の織物見本、衣類見本、手製細工物見本、板紙製書籍其他は金屬類を以て製したる物品等多數なりし同聯邦パピエール公領の懲治場及幼年分房監より出品は織物、衣類足袋類、角細工物、柳製の籠類にして他の七監獄より出品したるものは麻製肚帶、各種の衣服見本、箱類

鐵製物、錠、綉細工物等なり同フランス公領懲治場より出品したるものは總て學校用に供すべき物品なり

白耳義よりは非常に出品物多く大に衆人の注意を惹たりと云ふ其監獄は僅に二十九監獄なりと雖も千四百四十の出品物を百二十八「メートル」立方の場所陳列し就中監獄學者の稱贊を得たるものは囚員統計表と監獄作業統計表となりし此外獄舎雛形及分房車雛形も其賞賛を得たりと又少年獄の製造物甚だ多數にして就中鍊鐵板の如きは其妙工を極めたるものなりしと其他は箱類、錠、旋盤細工物、裁縮物、靴等なり而して分房獄製造物は五百餘個にして其重なるものは紡績糸、織物、綉製物、樹皮製の物、菩提樹の細工物、角細工物、桶、針金細工物、ブリキ細工等物なりとす

又佛國は三百二十メートル立方の場所を五區に区分し而して千七百九十年より千八百九十年に至る間の監獄進歩を一目の下に了解せしむるの方法を取れり即ち第一區には大古の監獄に關する書籍、獄舎の雛形、圖面等を出し第二區には百年前の三監獄沿革史及其雛形と千八百七十五年以來施行する所の分房獄の雛形及殖民監獄中央等の沿革史及其雛形、第三區は雜居獄及分房獄に在て囚徒が就業しつゝある所の雛形及其品物なり第四區は幼年監及懲治教育監の雛形及其諸監獄に於て製したる物品、食料表、賞罰表、及其諸囚徒か起臥する所の雛形なり第五區

は前四區外のものに關する諸工業物、寫眞、囚徒測体法及説明書、監獄統計表類並に保護會社感化院其他諸救助會社の報告書等を細大漏らさず陳列したるを以て各國中殊に目立ちて觀られしと云ふ

○教誨師には特に尊王崇親の情に厚き者を要す

福井 高安 博道

四千萬の同胞諸兄弟誰れか尊王の情なくして可なとんや誰れか崇親の意ろなくして可なとんや然れども人心の異なるもど其面の如く搗て、加へて濁り勝なる洗季の世界人情の輕浮なるもど殆ど薄紙の如く見よ

萬乘陛下の宸翰を拜するの理屈なしと云へる亂臣あり生産撫育の父母に孝を爲すの義務なしと云へる賊子あるに至れり而して世人多くは彼れは宗教的理論より起點せり是れは個人的實際より斷案せり共に皆西洋文明國の真相なりとして敢て深く怪まざるもの如し是れ果して西洋文明國の真相なるか將た偽相なるかは問ふ所るにあらず然れども東洋日本帝國の臣民として而かも同血同胞の兄弟として此邪見問題を提出し實行するに至ては口裡舌根の斷へざる間世界毛管の存する限りは之を爛らし之を禿して其妄想を改悛せしむべきは吾人社會對するの最大義務に非ずや

の偷盜を爲し刑罰を被むる者は未だ之をあらざるなり故に不忠の臣をして尊王の念を起さしめ不孝の子をして崇親の情を懐かしむるは余輩教誨師の最大責任に非ずや若し夫れ教誨師にして不忠不孝の思念あり行爲ありて而して囚徒を教誨訓誨せんか是豈薪を抱ひて火災を救ひ石を擲ふて水難を濟ふに異ならんや

に足らざるも然れども天皇陛下の赤子茲に居住す南海浪穩かに南山砂熱つし蟬羽麻襦猶は暑を避くるに足らざるも然れども臣民たる同胞の兄弟爰に棲息す道程遙かに雲霞隔たり帝都を去ること數百里風俗の異なるものあらん慣習の同じかたさるものあらん然れども尊王崇親の情に至ては則ち一なり、憐ひに堪へたり彼れ囚徒、忠孝の道を知らずして遂に鐵窓の下に呻吟す是か感化教育の責任を擔ふものは時に尊王崇親の情に厚かたすして可ならんや夫唯厚からざるのみならず不敬不忠の舉動を爲して怙然疚しさを覺するに至ては眞に言語同斷と謂ふへし嗚呼天下忠君孝親の士何を薙を撃て其非を鳴さるる奮起せよ全國の教誨師吾人の感化教育に向て陥み出す旅路は遼遠なり然るに妖雲忽ち起り怪霧俄かに覆ふ此際須らく萬丈の光焰を吐て以て吾人進行の大道を照さるへかたす

○刑事被告人に對する監獄則制裁論(前號の續き)

群馬 黒田 幸吉

夜間は最も鎮靜を主とし説話發聲又は濫りに起歩すへからず但晝間と雖も放歌喧嘩又は高聲に誦讀し及び隣房一通聲交談すへからず

るものも苟も強暴制し難き等の所爲あつたる以上は戒具を施して之を檢束するは條理上不都合ならん已に檢束するに戒具を用ふる能はず又發音は到底之を停止せしめ得ずとすれば他に之か制裁方法を講せざる可らず而して彼の高聲に誦讀するもの、きは其書籍を強制領置するを以て足ると雖も其他の場合に於ては之を如何すへきと云ふに孰も皆他と離隔したる監房に獨居せしむるを得策とす斯の如くするときは彼の夜間説讀し或ひは隣房一通聲交談する等の弊は自然に之を防止するを得可し又夜間濫りに起歩し若くは發聲し及晝間と雖も放歌喧嘩する等を禁するの趣意を案するに蓋し他の安眠を妨害し管束を支障せさふんことを欲するならん故に各獨居するに於ては決して他の安眠を害するの憂なく又管束上にも格別困難なるものとかなる可し之を要するに本項の制裁は若し高聲に誦讀するものあれば其の書籍を強制領置し其他の場合に於ては他と離隔したる監房に獨居せしむるに在るなり

ることを得るやと云ふに決して之を沒收するを得ず其重なる理由二あり抑も舊則には之を沒收するの規定ありしか新則には斯かる規定を見ず夫れ特別の規定なきものは一般の法則(各人の所有權は之を確保)に従ふ可きは法理の然からしむる處なり是れ其沒收す可からざる第一の理由なり被告人は隠匿等種々の手段を以て之れを監房に持込みたるなる可しと雖も官に於ては是れ等の弊害を豫防するの手段として身体及監房の捜索等種々の法あり又被告人は其物品を監房に持入るゝおどの不可なるおどを全く了知せざる場合もある可し要するに監房に入る可からざる物品の監房に入りしは畢竟官の粗漏より出でたる結果と云はざるを得ず已に官の自ら來したるものとすれば其咎を被告人に歸す可からざるは勿論なりとす是れ沒收す可からざる第二の理由なり已に此の二個の理由にして存在する以上は之を沒收す可からざるは明々燦々たり然らば則ち之を如何せば可ならんか沒收は固より法の許さざる處なりと雖も亦其物品を監房に入れ置く可きに非ず故に此の場合に於ては其物品を強制領置するに至當の制裁なりと信せ第二種の物品に就ては他より差入れたる物品は勿論官より給する所の用紙等も固より其所有權は被告人に存するに相違なかる可し只少しく其形を變したるのみ(多くは製作す故に斯)故に此の場合に於ても一種に屬する物品の如く論下するも亦不可なきか如しと雖も是れ皮相の見たるを免れざるなり蓋し隨て製作すれば隨て之を領置するに於

ては其是れ等の製作を防止せんとするの手段は却て是れ等の製作品を保護するの結果を來たし獄則の精神に背反するに至る可し且や此種の物品は決して社會若くは各人に毫も便益を與ふること無きのみならず元來用紙等以此の如き目的に供するの趣意に非るなり故に此種の物品は盡く之を沒收するを適理の制裁と信するなり本項の其他の場合即ち勝負を争若くは賭博類の遊戯をなし或ひは他人に汚辱を被らしめ猥褻に涉るか如き所爲を爲そもの制裁は之を獨居せしむるの外手段なかる可し服役中其の作業に關せざる他事を談話し及び服役せざる時間たりとも部外の役場に至る可らず當時本邦の監獄實際に於て刑事被告人の作業をなすもの殆んど稀なりと雖も監獄則第十九條の規定にして存する以上は此の場合に於ける制裁を預かしめ論究する亦必要なる事業なる可し抑も本項の規定に背きたる場合に於ては其の作業を停止するに至當の制裁なりと信す蓋し刑事被告人の作業を爲すは素と典獄の許可する所なり然るに被告人にして本項の禁を犯し隨て監獄の紀律を亂る如きあれば典獄に於て其の作業を禁するは固より其權内に屬するものなればなり許可を得ずして物品を授受貸借す可らず本項に違反したる場合に於ては其の授受貸借に供したる物品を強制領置するを以て足る監房に於て異狀のおとわれは晝夜に拘はらす直に看守

所に通知す可し抑も本項は被告人の必ず遵守せざる可らざる義務あるものなるや或ひは成る可く之を爲す可しと命したるまでのものなるや換言すれば異狀の有無は被告人の通知を要するや否や細則第十一條第十二條を案するに被告人に是れ等の義務を負担せしむるの趣意は毫も見えざるなり看守及び監獄備人分掌例第廿四條第七十五條に在監人より密告を受けたる場合の規定あれども之れとて在監人に之れを爲さしむるの趣意に非ず由之觀是は在監人には異狀の有無を通知するの義務毫も存せざるおど明瞭なり果して然らば被告人は縱令之れを爲さざるも之に制裁を付せ可らず要するに本項は被告人の必ず遵守せざる可らざるの事項に非るを以て隨て制裁の必要なかるへし病者あるときは同房のもの共に介保し看病人たるものは切實に之を看護す可し本項も亦た前項と同じく被告人の必ず遵守せざる可らざるの事項に非ず分掌例押丁の職務中第六十八條上官の指揮を受け病監に於て治療中の未決患者を看護す可しと規定しあるに依て見るも被告人に本項の義務なきこと明瞭なり思ふに前項及本項は刑事被告人を拘禁する監房には此項を除くの割註を要すへきものならん歟以上に於て刑事被告人の遵守事項に關する制裁の概要を論究せり所論中或ひは獄舎の構造若くは制裁手續の煩雜(被告人に於ては物件を毀壞したる場合に於ては賠償の如きなきを指す)なる等より實際に行はれ

難き場合もあるへしと雖も生か素と此論を草するや専ら被告人の權利を傷害せざらんおどを務むるに在り若し夫れ大政府にして懲罰を以て之を制裁せんとせば其の之を規定するに於て何かあらん豈區々たる心勞を要せんや

(完)

緘黙分房の二大監獄法を駁す

英人 ジョン・ペンニー述
久野 生譯

囚徒の交通より生ずる弊害を防止せんか爲めに必要とする所の處置は之れをして不正の旨趣に關する談話をなさしめざるを以て充分なりとすへし然るに之れを超越して囚徒中に都ての交通を禁止するは監獄本原の目的に背反するを以て不法の處置たるを免かれざるのみならず天より人に賦與せられたる最も高貴なる恩賜を拒絶する所の惡法なり蓋し談話の奇異なる能力たるや或る哲學士は之を以て道理其物よりも寧ろ多く人類を他の動物より別異する所の資質なりとせり夫れ囚徒をして之を利用して當に無害なるのみならず頗る貴重すへき所の衝動即ち感情の聲へを樂しましめん爲めシエークスピアが美麗に自然の節制と稱せしもの論へて恰も有形物を切斷する如くに囚徒の談話中より都て其

欺詐狡猾に係る部分を取り去らんと欲するには聰明賢智の監吏を任用し其責任をして囚徒の不正の事柄に關する談話を制禁せしめ及ひ心思を高尙に導く所の効ある書籍を讀み聞かせ又他の時に於ては其談話の路を清潔且つ高尙なる方向に誘導すべきものと爲すにあらざれば充分に其目的を達し得ざるへし尙又此監吏は哲學及ひ法教の理に關して冗長なる談話をなす斯かる人民を困却せしむるか如き人物なざるを要すへし且つや囚徒の怠慢は監吏の無能にして其職に堪へざる明証なるか否かは必ず其選みし書籍の不適當なる明証なりとのとを以て確乎たる制規を定むへし蓋し學生(囚徒)の怠慢は學生其人よりは寧ろ教員(監吏)又は教授書の不適當なるに因るべければなり是の故に學生を非難するに代へて教員の職を免すへし譬へは戯曲の作者にして已に其聽者の注意を惹くべき勢力を飲くに至るときは其場裡に堪へざる者として叱斥せらるゝか如くなるへし

以上陳述せし如き方法に據るときは分房に囚徒を禁鎖するが爲めに必要とする所の事物は悉皆廢棄に歸すべきは言を俟たず故に狂疾を發すべき危險もなく且つ思想及び良心も長き分房監禁の幽僻に由て其活動力を亡失するに比せば寧ろ其れをして情欲を制御する所の勢力を恢復せしむるを得べきなり

編譯

統計

明治二十五年十一月末各府縣監獄吏員及在監人現在表

本支署名	官獄監	監獄監	教諭	看守	女監	丁	押	師業授	囚犯初	再犯	刑事	懲	留置	乳	携	帶
警視監獄署	三	四	六	五	四	九	三	一	二	九	一	六	〇	二	二	二
市ヶ谷支	三	四	二	四	一	六	〇	三	一	六	九	一	七	一	二	七
石川島支	三	四	二	三	一	三	九	一	一	九	一	六	一	一	一	一
京都監獄署	五	五	二	〇	二	六	四	七	三	二	六	七	一	一	一	一
宮津支署	一	二	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
伏見支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
園部支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福知山支	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大坂監獄署	二	七	六	三	三	六	七	八	七	五	三	二	一	一	一	一
堺支署	二	二	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫監獄署	三	三	二	九	二	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一
姫路支署	五	二	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
豊岡支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
洲本支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
箕山支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
龍野支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本支署名	官獄監	監獄監	教諭	看守	女監	丁	押	師業授	囚犯初	再犯	刑事	懲	留置	乳	携	帶
長崎監獄署	九	二	一	三	九	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
島原支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平戸支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福江支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
嚴原支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
武生水支	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大村支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉監獄署	三	三	一	七	〇	六	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
川越支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊谷支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉監獄署	九	三	一	五	七	〇	三	八	五	三	三	三	三	三	三	三
福岡支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水更津支	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城監獄署	九	四	一	五	七	一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三
土浦支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下妻支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木監獄署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重監獄署	六	三	一	四	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
津支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山田支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西目市支	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本支署名	官獄監	監獄監	教諭	看守	女監	丁	押	師業授	囚犯初	再犯	刑事	懲	留置	乳	携	帶
上野支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜監獄署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大垣支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高山支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野監獄署	八	二	一	六	〇	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飯田支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
松本支署	二	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城監獄署	七	三	一	六	九	〇	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
石巻支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
古川支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島監獄署	六	四	一	四	〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
若松支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
白河支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中村支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形監獄署	八	二	一	五	九	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
米澤支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新庄支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鶴岡支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
酒田支署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石川監獄署	八	一	一	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

統計

小松支署	八二	二七	七二	二五	二二	二二	二六	三一	二〇	一
七尾支署	四一	八一	八六	九一	三三	二五	一八	三一	一〇	一
富山監獄署	九二	二六	二〇	四四	四二	二七	一四	三三	四	五
島根監獄署	七四	二四	一六	四七	二〇	六	三六	一五	八	二
濱田支署	二二	一一	二六	四二	六六	一七	三六	一五	一	一
西郷支署	二二	一一	二二	二〇	六〇	八	七一	一五	一	一
廣島監獄署	一三	五〇	九八	七二	〇三	五八	六三	一七	三	三
尾道支署	二二	三三	四二	二二	一三	一七	二四	五	一	四
三次支署	一三	二二	二二	二五	四二	五	五一	一八	一	一
相模山監獄	八〇	一〇	八三	七四	三七	二七	五九	九	二	〇
相邊支署	一〇	一〇	一七	三二	九	六	三二	一六	二	四
香川監獄署	八一	二九	七八	四三	二二	三六	九四	一九	二	二
九龍支署	二二	二二	一九	二二	三三	六六	四〇	三三	一	六
愛媛監獄署	八三	二二	六三	七五	六三	四三	六八	三三	二	三
宇和嶋支署	一一									
西條支署	一一									
高知監獄署	一〇	一一								
中村支署	一一									
大分監獄署	八三	一一	四八	二七	六六	三三	四九	六三	一一	二
中津支署	二二	一一								
竹田支署	一一									
杵築支署	一一									
豆田支署	一一									
佐伯支署	一一									

小説

佛老爺

龜屋萬年

ばつさり罹りし網を理は敏捷く騙脱けて影を隠せしが、其後如何成行きしや絶て其音信を聞かず。憫れなりしは娘親子、連累の嫌疑遁れ難くて警察の訊問に顔を赧めしが、其後横濱へ行き洋妾を稼き居るとか聞きぬ。我は運命わなくて捕へられ、引立てられて警察へ向ひしか、濱町の此方なる寂しき横町をまがらんとせし時、頬被の曲者五六人、ばつと走り寄ると見えしか、矢猛に捕手を投げ散らし我に大風呂敷を被せし、引摺きて走りつ、顔て人力車に移しけん宙を飛ぶ轆々の響、夢か現か車は止りぬ。

我は風呂敷のま、昇かれて座敷へ持て上る、と覺しく、人聲がや／＼と聞えて風呂敷をもる火影まばゆし。ヤア太儀なりしと云ふ主人らしき者の聲聞ゆると共に、

しりと疊の上は下ろされ風呂敷を剥ぎ捕繩をはづし席を興へて懇ろに勦られたり。但見れば斯は如何に其主人は花川戸の親分にして、其勦れるは曾て拳の殿を振舞ひたる人々なりし。其時親分は莞爾として我に向ひ、様子知らされは不審なるへし、汝は聴さしか未だしか、我汝を養子に貰はんとして、人を以て芝(我親分)へ談せし所、我に異存はなければ常人の所存未だ定まりぬ由の返答あり、もどかしさに堪へられねば折を得て我直ちに語り見んと、其機會を心懸くる折しも、今夜の宵の口子分なる帥の三次、所用ありて芝口へ赴きし所、兼て相識なる探偵の某に遇ひ闘らすも狸退治の一條を聴き且其手傳を爲せよと頼まれ、已むことを得ず其近所へ立廻り様子如何にぞ見てありしに、是れは又劔香千萬、斯る家ども知らずして内を窺ふ曲者あり、鈍智な奴ぢやと思ひながら熟く視れば汝なれば争で一言此仔細をと思へる程に速くも忍びぬ。今は早詮方なしと三次は人を走らして此由我に告げしかば、左らは助けて得させんとて子分を遣はし斯くの始末ど其顛末を具さに語りぬ。此物語の中に多くの珍味を挿列させて我に杯を侑めつ、徐かに養子の一條を語り出て、其返答を促しけり。ア、我如き者を斯程に

迄思ふて給はるか、用に立たは一命までもと、深く其恩義に感したる身の争で否やのあるへきや、早速之を承諾さしかば親分も太く喜び、更に酒宴を張りて子分一同の紹介あり、我もいと榮ある事に思ひぬ。

其翌日親分は我身の此家にあるを危ふみ、其知人なる某と云ふ者荏原郡品川の邊、斯々の處に住めは其處に潜みて暫し餘熱を冷せよと添状を給りしかば、其夜の十二時に家を打ち立ち車を急かし行く程に、新橋にて呼戻す者あり、暫し車を止めたる時其人追ひ着きさま御用と呼掛け、忽ち我を縛めつ、其車にて直に警察へ拘引しけり。

夫れ天網は疎にして洩らさず、我は復た懲役の宣告を受けて再び元の監獄に入りたり。然れども親分即ち養父より日毎の差入物は届かぬ限なく、且つ刑期も五年なれば以下者ど侮らるゝ事もなく、加ふるに花川戸の養子と云ふを以て其道の肩巾自かかろ廣く、差して苦しからざる月日を數へて早くも茲に三年を送りぬ。斯くて今歳も春過きて夏にけらし白妙の富士の高嶺の雪はしき土用なかに成りにけり。頃日は因情鬼角に穩かならず動もすれば逃走を企つる者あり、我にも相談を仕掛くる者ありしか養父より音信の度々其儀は厳しく誡められ、自身も亦

思ふ所あるを以て苟も其議に同せず、好き程に待ひける程に此身にどりては寔に千載の一過とも謂ひつへき、最々幸福なる時を來にけれ。そは彼の一通をかくしたる調所の漸く老朽に趣きたるを以て、茲年其改築を爲すへきに因り愈々其處を取毀つ事とはなりぬ、然るに取毀は處方の職なるに恰も好し我は當時處工の役付たりしなり。去程よ我は幾十人の處方を指揮する一人となり、日毎に其役に従事したりしが、今日は愈々其羽目を剝すなりけり。羽目は忘れもせぬ良の片隅、其處は人手に渡さずして心を用ひて剝したる其念願空しからで、父とも見ん母とも見ん片時忘れぬ一通は幾年月を無事に過ぎて再び我手よ戻りたり。忝けなしと押戴き手早く之を包藏しつゝ、其夜は之を抱きて睡りぬ。然れども斯くして過ぎんおど甚た危ふければ、處工の請負人の儲なる虎と云ふに囀みて、慥に之を花川戸に届けさせたれば、始めて多年の懸念解けて其愉快謂はん方なかりき。

かくて兩三日を経て或夜の事、蚤に責められて不圖目を覺ませば監の北の隅にて五六人何やら密々語らひ居るは頃日流行の脱監囁にはあらぬかど睡りし真似して耳を澄せば、正しく其れに極りたり。其町く所を聴くに 甲「此

小説

鹽梅では……の間に……も合ふ……乙「ナニ大丈夫……もツと油……丙「二本にしる二……二時……は……」斷續模糊明らかに其意を知り難けれども、察するに今や針銅を以て監房を破り居れるに相違なし。凡そ針銅に油を注ぎて監の格子を摺切らん、其響聊かもなくして其効意外に速かなりとは豫て聽ける所なり。却説又其同謀者は六人にして其期は午前二時なるべし。午前二時は今より一時間の後なり。今此由を官に密告せんか我は必ず職等せられて早く放免の機を得へし、若又彼等に覺られんか立ろに撲殺の不幸に遇ふへし。不幸此一舉にありと雲時心を碎さしか、斯る場合に臨みて危難を顧みる能はざるは我性質なれば、エい假令彼等か手向ふとも何程の事かあるへきと心を決し、左りげなく目覺めたる体にて便所へ行き此外を巡回する役人に此儀を密告せんとは計りたり。然るに時は是れ草木も睡ると云ふ眞夜半なれば流石の巡回吏も半覺半眠、身は唯だ習慣性となりて運動するのみ、我使所の格子より手を出して招けども其を顧みる遑もなく早くも此處を去りける。其是の如く一たひ去ては復た容易に來へくもあらず、去りどて聲を出さんか忽ち彼等に覺られん此處に永居せ

んか亦彼等に怪しまれん、進退難谷千々に思ひを惱ます折しも、馬上提燈を振搖かしつゝ、此方へ來れる巡視官あり。今若し此期を失せんか我苦心盡辭に屬せんと、小指の頭を咬み破り落し紙を引延はし血塗を以て急がはしく(このかんの北のすみよりだつかんする者あります)と認めたる所へ其巡視官來りしかは、一咳して之を差出たすに其人頷きて受取りたれば物と思して便所を出て、臥褥に入て空鼻息尙ほも動靜を伺ひたりしに既に十分間も經たんとと思ひし頃、果然彼等は脱監したり。左れども我密告に依り既に其手配ありたれば一人漏さず捕へられたり。我は此功を以て夫れより間もなく放免せられたり。車を驅て急ぎ花川戸へ歸りたるに、斯る事由のありどは夢にも知らぬ親分子分、何れも不審の眉をよせて其理由を訊ねて已まざれば密告の本末を最細々と語りけり、一同初めて安心しぬ。

恁て其翌日養父は我を携へて芝の親分許訪ひ、是迄の恩誼を謝しなぞして其黄昏に立還りしが次きの朝速きに出で、子分一同に言ふへき事あれは悉く集はせよとて人を走らし、やがて一同打揃ふ。此日は朝より雨降り出でいと醜陶敷天氣なりし。養父は其集ひたるを聴き欣然と

して衣服を改め、自ら正面の席に就き子分一同を順次に座せしむ、其模様なか〜に嚴かなりければ、各々顔を見合せて抑も何事が初まるにやど、斯る席には慣れざる者の最窮屈に見られたり。爾時養父は一坐を見廻し、今日皆々を集へたる事餘の儀にあらず、今日と云ふ今日我本心に立還りぬ、其証據慥かに見届けて貰はん爲めなり、イザヤ何れも之れ見てくれよと、上衣を脱げば白装束、玉散る月の九寸五分、室を拂つて左手の脇腹、止むる間も荒男、グサと許りに劈きたり。こは〜甚麼にど一同か、呆れ惑ふて止めんとするを、身を働かして寄せつけず、養父は一聲高く、慨つるな子分の者共、先つ我言ふ事を聽け……我は長門の國、赤間が關の出生なるが、壯かりしより酒に耽り、色と博奕に身を持崩し、義理ある家の娘なる、わざよと云ふを唆かし、大坂へ逐電して、暫し夫婦でくせしか、世帯染みたる女房の鼻につき、當時懐妊なるを見はなし、此東京に遣げ來り、遂に掏摸の仲間入、其親分と言はるゝを、此上なき名譽と思ひなしたり、然るに巖に三吉か、監獄より使を以て、此一通は一命にも、交換へ難き品なれば、我放免迄其許に、慥かに預り下されよと、遣はしたる其書面を、如何なる

小説

小説

物かど訝りつゝ、私かに之れを披き見たるに、何ぞ知らん其手紙は、亡き妻さよの遺書なりとは是に至りて初めて知りたる妻の病死、我子の成人、然りども知らずに加へて誇りたる、夫はづかしき行ひを、今更思へば口惜しき、是れ皆天の冥罰の此身を責むる因果應報、誰を恨みん方もなしとのみにては疑わらん、孰れも之を見よかしどて、彼の一通を差示し、此遺書に在る如く、我名は則ち三五郎、入墨はコレ此腕、悲は則ち此乳の下と、白装束の諸肌脱げば、母の文字に符合の點々。我は先の程より餘りの事に呆れ果て、言ふへき辞もなかりしが、左らば戀しき父上は、其方様にて候ひしか、懐かしかりしと思はずも、手負を抱けは、我故におそ汝迄、人でなしには生長しなれ、さよも恨みしならん、凡そ人どし生れては、人の道おそ履むへきなれ、若し夫れ履ひまど能はざらんか、腹掻切て死ねよかし、汝も父か悪性稟け、末怖ろしき邪智豪膽、尋常大抵の事にては、意見も無益と思ひしかは、此覺悟には及ひしなり、子分の者も然そかし、今日只今本席にて、生れ更りし人となり、各々正業に就けよかし、イデヤ之より三五郎が、善に歸りし

懺悔の刃、必ず夫死にしてくれなよ。と言ふが現世の名残にて、打伏しけり。

團圓

佛老爺は鼻をつまらせて、方々老爺か父は是の如く健氣の最後を遂げ侍り。老爺を首め子分一同、正業に就くへき事、堅く亡骸に誓ひ、葬送の後各々改過の實を挙げたり。老爺も夫れより當村に移り、多年此所に住みつれども、固より富める身にあらざれば、方々の如く夥多の財貨を義捐して、此處の寄附、彼處の救助と云ふ事は、到底も叶はぬ事にしあれば、成ふ程の合力を、餓えたる人に與へ待るは、老爺か彼の芝の大門にて、飢饉に迫りて家臺店の、大福餅を盗みたる、其如き事なかつしめん爲め、又其人々に聊か意見を與ふるは、老爺か如き悪人にては、父か鮮血の誠には、真心改悟をせしたる如く、老爺か誠徹底せば、彼等を化せんおと容易ならん、深く自ら信して、初め年頃是の如く、自ら勵んで行ひ侍り。方々よ、天地同根萬物同体とあるかたは、他の凍餒は我凍餒、彼か恥辱は我恥辱、皆是れ我身に歸しぬる、人の務ど悟らせ給ひて、深くな老爺を咎め給ひぞ。若者等は言葉齊しく、寔に然聽けば道理なり、我等も是

より老爺殿の善根の、チト手傳を致すへし、と初めの擬勢どおへや、最早御暇致さんと、思ひくりに歸りけり。

(をわり)

ながく清腫を汚したる佛老爺も愈々本回にて團圓となりぬ。何も佛老爺はつまたぬ、チト面白くは書けぬかど。主筆の小言は毎度の事とて、内々左程にも思はねど。黙つて在る看客の胸の中を計りかねて、切に恐縮仕りし故か。歳は一ツとりながら、若丈はすまじつまつたと。誰やらが尺度持つて擧ます肩。ソリヤこそ申さぬ事かつまつては大變ど。斯様につまたぬ事は申すもの、實は惶懼に堪へざるなり。されは萬年か一世一代の無い智恵を搾つても此御理合せは必ずど。氣は張りつりし梓弓、あどへは引かぬ一念力、岩にたつ矢の例もあれば、其時こそは射たりやくと、御評判の程伏して奉希候

龜屋萬年敬白

獄事彙報

●宮城監獄の會計監督 從來宮城監獄の會計事務は、典獄に於て監督し來りしが、今右の商榷を遂げ、本監に於て直接に監督する事となりたる由、右は會計整理上往々不取締のこあると各課事務の統一に欠く處ある

獄事彙報

●千石典獄の送別宴 一昨廿三日當監獄署看守押丁等が開きたる千石典獄の送別宴の夜當直にて出席するを得たり看守押丁七十余名は同典獄の爲に來る三十日午後六時より廿案樓に於て送別會を開く由又演武場會員も同氏の爲に同日正午より瀟翠園にて送別宴を開く云々

●看守押丁一同の撮影 前號に記載せし如く當監獄署の看守押丁一同千石典獄を萬城内に撮影して送別宴を開きたるが其節一同打ち立木寫眞師を招きて撮影せしめ右を千石典獄の送別の爲め送りたり云々

(明治廿六年一月廿六日新報)

●鑄造業の否決 岡山監獄署の鑄造業の出品買入代不足せるに付直ちに本年度より民間受買に移さん常務委員會に諮問せしが同會にて是斷然之を不可と否決したるに開く

(明治廿六年一月廿四日中國日報)

●監獄支署の廢止と當時技手の出張 本報に於ては今二十六年度より幹業、日田、竹田、佐伯の四監獄支署を廢止せらるゝに付ては從來夫等の支署に於て取扱ひ來りし短期囚人を爾今右各支署に於て取扱ふこととなりたれば警察署内に拘留所を設置せる可からずと當時本報技手は先日來直入部警察署へ出張し右拘留所設置の件に付き種々取調を遂げたるよし而して又一昨二十一日よりは北海道警察署へ出張右取調中なり云々

(明治廿六年一月廿三日大分新聞)

●浴室區劃の旨意 長野監獄署に於て目下一人つゝに區劃したる浴室を建築

獄事彙報

中の形、前號の紙上に掲載せしが、今其旨意を聞くに、曩に獨房の制を實行してより改良の効を著せしこと夥しきことなきも、浴室に同一の浴室を兼て洗浴の際或は他の者も浴せしこと夥しきことなきも、浴室に同一の浴室を兼て洗浴の隙に於て其垢を八割に分別したる浴室を新築するものにして語を換へて之れを云へば分房の分湯とも稱すべきものなりとす。

(明治廿六年一月二十日信濃毎日新聞)

●千石典獄の來歴 今度本縣典獄より千石葉典獄に轉任せし千石葉氏の來歴を聞くに初め栃木其州所の判事補たりしが明治十四年五月本縣警部に轉じ警察本署監察部長に任ぜられ其後警察本署副長に昇進し十七年十二月島根縣典獄に榮轉せられ官に綱を呈する者は其子守押丁たることを問はす之を優遇し否からざる者は齊に冷待するのみならず其甚しきに至つては携訊の弊を免れに至りし程なるが典獄と爲るや規律を正し情弊を絶ち公平は誤事とし他他轉動する所なく爲りて十年の長行はれ屬僚と因徒とに論なく若し其其を愛重せざる者なきに至りて十年の長行はれ屬僚と因徒とに盡力せる効績實に偉大なりと言ふ可し今回君の轉任を惜む者想ふに予輩のみに非ざるべし。

(明治廿六年一月十九日島根日日新聞)

●監獄署の警備初め 新潟監獄署に於ては此程監守押丁の警備初を爲したるが本縣より知事初め各高等官の臨場ありて在合の警備に依り居たる者一手段一罰免を賞し又知事は帶劔の心得方に付演説ありたりとす。

(明治廿六年一月十七日新潟新聞)

●四徒使役上の弊害 四徒の使役法に就ては勉めて正業者を再せざる方針を取らざるべしと云ふが、兎角當業となりしは官民を問はず權利上競争を起すに至るも誠には是非なきこと云へしされ當業者は勉めて右の方針に背かぬ様注意が肝要なり本縣監獄署の製作品は固く四徒の手に成るを以て努力の費用廉なるより其價格も通常市價に對し一割乃至二割方の安直にて市場自ら正業者の製作品と競争し正業者を苦しむるの恐ありて不平を鳴らす實業家もありと云ふ事實然らば何んぞか矯正の途を設くべし。

(明治廿六年一月十九日甲陽新聞)

●獄務講習會 當地監獄支署にては昨日例會を開き其討論問題は「戒處刑の定役因をして服役せしむるときは現今の取扱正に反對せず致す間ふ學理上休役せしむるも服役せしむるも何れか處刑の目的を達するに於て有効なるや」の討論にて結局就役せしめざる事に決したりとす。

(明治廿六年一月廿二日香川新聞)

●ロンドン氏監獄視察の結果 米國の雜誌記者にてチャールズ、ロンドンと云へる人の監獄の實況視察の爲め我邦に渡來せし由は嘗て本誌に記したり其後氏に關西地方の監獄をも視察し了りて先頃俄に歸國の途に上りたるが氏が歸國前に或人の問に答へたる所なりと云ふを聞くに予が視察の大目的は視察の結果を其の雜誌上に記載して新を争ひ奇を競ふ定刊物社會に傳播せんとするに在りしも實際の状況を視察すれば其の完備せるも豫想の外に出で歐米人より視ては幾少の用意充分ならざるも食物の粗悪なる等三の欠點なきにあらずと云へし是れも日本の民度には適したる者なるべく其他の點に於ては勞働の時聞き或の如く放牧の方法と云ふ歐米に比して耻しからず特に在獄中の製作物の賣拂代價自分の一を出獄の際、四徒に下付して正業に就く資本と爲さしむるの制度の如きは最も感佩に堪へたり又政府の予の視察に十分の便利を與へたるは余の切に感謝する所なり尤も余が四徒を撮影するに就ては因徒も因徒服の儘に撮影せられて廣く世界に示さる、を好まず政府も之を因徒に強命して其の感情を損せんとを憂ひたれと遂に承諾を與へて撮影せしめたり予は之を携へ歸りて視察の結果を掲載する雜誌に挿入せんとす云々左れば氏が下の監獄を視察するに當りて氏の爲めに周旋の勞を執りし由も司法大臣秘書官も氏が視察の結果の我邦に利なりを痛く喜び今後我邦の制度文物を視察せんとする外人の來るれば益々頻りに之を取扱ひ腹藏なく視察せしむるやう官民共に心掛け度き者なりと語れり。

(明治廿六年一月廿五日東京日日新聞)

●山田縣典獄知事に対する運動 同總會は過般内務大臣より停止し解かれたる以來引續き紛擾中にて内務大臣は遂に解放を命ずるとに至らん其の風潮頗る烈しき現狀なり然るに新任山田知事は若くは新政を勵し居りしが去月二郡長東葉の勢力家にして前典獄某氏が主謀者なり現任山田知事放逐派を講し運動ありしに對し、劇烈にして既に内務大臣より知事更任の請願をなすに至りたりは山田知事放逐論益々沸騰し居る有様なり今回久米諸記官の監獄巡視は編福縣治取調をも兼ね出發したるものならんと思ふ。

(明治廿六年一月廿六日都報新聞)

●監獄費紛失事件の嫌疑にて兼て拘留中の被告人等は其後二三回の取調ありし而已にて其儘になり居るが右は該會に關する証據採集なりと云ふ。

(明治廿六年一月廿一日中國日報)

●長野監獄看守長の東遷 別項討論に掲げたる如く坪井直彦氏は兵庫縣へ出向を命ぜられ警部芥川忠義氏其後を襲ふこととなり、坪井氏は明治九年監獄書記兼看守長に任せられし以來鋭意監獄事務の改良を圖り特に曩に内務省所屬監獄官講習所に入り卒業の際には優等成績三名の一を占めたる等將來官として有望の人なりしが今他縣に轉するに至りたるは本縣監獄の將來に取り惜みても尙餘りあることと云ふ。

(明治廿六年一月廿六日信濃毎日新聞)

●監獄署内の窃盜 監視押丁一同襲刺案藉口の爲め道場にて互ひに勝敗を争ふ中時間既て來りしかば一同道具を方付け正服を着けて各務任の事務に取掛り方々捜索せしに遂ひに見當らす泣く泣く一月月の給料を棒に振りしと云ふ獄中の話。

(明治廿六年一月十九日甲陽新聞)

●在監人の數 石川縣監獄に於ける昨年十二月末日現在在監人員は總計六百四十二人にして内男五百七十九人女六十三人なるが尙ほ之を離別せば左の如し。

- 金澤監獄(男百五十八人 女十六人)
- 小松監獄(男三百五十八人 女三十四人)
- 七尾監獄(男五十二人 女十三人)
- 各警務署(男十一人)

(明治廿六年一月十三日北陸新聞)

●未決監に差入を許したる利益 去る明治廿三年より未決在監人に三食とも差入れを許可することとなりしより少しく身分のあるものは大抵未決監に三食とも其親族放送より差入ることとなりたるより之れを廿三年以前の如く一日一食より許可せりし時に比すれば在監人數の三分の一は自食の割合にて監獄の利益頗る大なりと云ふ併し此事元來金錢的利益のみを期すべからず要は事實を得るにあり。

(明治廿六年一月廿一日日本)

●之れに付て、自由黨は北海道炭坑會社監獄因徒を石炭採掘に使役せしが如きは世界各國に見ざる所の慘事にして同じく採掘に使役する其民に惡感化

獄事彙報

●同情の押賣 同情とは集治監獄教師が因徒に押賣せんが爲めに發行する雜誌の名なり吾人は寧ろ之を稱して無情と言ふの妥當なるを信するなり何んぞも此無味無臭なる否無効無益なる小冊子を而も一冊四錢の高價にて購讀せしむればなり、然り而して因徒が之を購求するの心情を洞觀するに於て之を誦讀せしむるが爲め非ずして表面に耶穌信者なるを装ふて以て教師の歡心を得出獄の恩命に接する難ければなり、現在空知分監に於て運費なる金銭を以て購求したる同情教書は圖面に投じたるを以て内心該雜誌を貴重するを知に足れり、嗚呼身は教師の重任を帯びながら私利を貪らんが爲めに若くは因徒を耶穌信者に誘引せんが爲め雜誌を押賣するに至りては吾人實に言ふ處を知らざるなり。

(明治廿六年一月十六日北門新聞)

●林憲氏は何故に引渡を爲さる乎 舊典獄林憲氏は昨年總會に於て失休を形にし縣官は其か監獄則違背の廉を以て内務大臣に建議する事となすや夫れより氏は病氣の故を以て引離り尋て非職を命ぜられ新典獄小野木氏か其後任と爲り既に二旬を経たるも林氏は未だ引渡を爲さざるを以て新典獄は署内改革の緒に就く能はずと林氏は果して引渡を爲す事ならん能はざる底の重症なる歟或は曰く氏か職に典獄に在るや職務紊亂年積年の情弊言ふに忍びざる者あり氏か引渡を爲その日に太破綻の世に差違するの時なりと果して然らば吾人は監督者に向つて大に望む處なくんはあらず暫く疑を存す。

(明治廿六年一月廿一日福島民報)

●果して悪性馬加不爾乎(恐くは赤痢) 三重縣監獄白井亦太郎が盧りなく一種の下痢病に晝夜三四十回の下痢を發し遂に血便をさへ降すに至りたるに就ては今井私立病院院長は遂に赤痢と診斷して其の筋に届け出たる事なるが元來赤痢なる者は恐るべき傳染性の疾病にして其の病源に感染せざる限りは決して特發の病者を生ぜざるは醫學社會に言ふ所なり白井氏の同病の限りしと云ふこと最も不審に堪へざる所なり別項にも記載せる如く奄美縣豊津津津津某の女房ケイを殺害して處刑を受け入監中途に赤痢に罹りて死亡するに至りしに徴すれば監獄内に赤痢毒の侵入を受け居る者なるやも知るべからず亦從て一説に從へば監獄の因徒中曾て悪性馬加不爾なるもの少なきに往々赤痢を下瀉する者さへあるに至りし由風説すれば愈々以て氏の赤痢に罹りし原因に疑念を生ずるに至れり若し今井氏の診斷の如く白井氏の病源を以て紛ふなき純粹の赤痢と爲さば此の際獄内に病源の有無を査査し而り監内因徒の不幸を救ふべきのみならず若し萬一にも獄内に病源ありせば其の未だ甚しからざるに撲滅せしめ病源の蔓延を防ぎ之を津市及び縣下全体に傳染せしめざる事を期せざる可らず。

●中澤政吉又破獄を企つ 是まで十餘度監禁せしめて有名な宮城新報の監の終身囚徒中澤政吉は過般逮捕されたる以來頗る謹慎の模様あるより看守等も今後は眞直に破獄なご企てまじと思ひ居りしに此程の夜事なりと一人の看守が監の周囲を警邏するに當り政吉の監房からピカ／＼するもの光に見せるのみがゴッ／＼する音の聞ゆるり又或は破獄を企つたるものなど多數の看守は看守長と共に同人の監房に臨み戒嚴を加へながら監房内を限なく探索して別に金物とては絶て見ゆるより看守等も今更當惑せしか猶ほ其後とも注意を怠らざりしに果して又々政吉の監房にて夜半ゴッ／＼する音のするに今度こそは看守長始め多數の看守出張し最嚴密に搜索せしるの蓋の取手の溝より鎖引解を發見せしは破獄の企てを詰問せしに右は全く満堂に撲まり居たる者にて自分か持参せしにもなく又た他より差入れられたるにもあらずと言ひ申す白状せぬより看守等も尋問の途なく目下取調中なりといふ因に記す取調に因ては因徒工業の際及物何様と定め之を渡し業終るや擬せを以て取納めりしに先頃因徒中細長し舞を折半し巧みに刃先を取納むり置くる者ありしより其後は何尺何寸の解何様と一々尺度に當て取調へたる上取納むることとせりといふ

(明治廿六年一月五日東北日報)

●興獄非獄の内定 廿四日の日本新聞に福岡外一縣の興獄は一兩日中非獄を命ぜらるる若くて其後任者も内定し居るやに記す所聞く如きは本月興獄の時より任者現高知縣興獄水松徳兵衛熊本縣人にして山田知事高知にありし頃より中原尙書後藤章臣議員と共に因て深く此間中原兵衛最之を推し扱て本月兵衛其地位を去る事に内定せるやの由なるか懸念中には本月兵衛の去るを惜む向も多し云へり

(明治廿五年十二月廿八日福隆新聞)

●集治監の免因 北海道面積七千八百餘里の一大島にして殆んど日本帝國面積の三分之一を占め山海の道利便難く不可なり現住の人口未だ四十万に過ぎずとも拓殖奏効の時に至れば一千万人を容るること難きにあらず然るに我政府が本道に以て刑法に所罰の島地を以て集治監を設て徒然利由を拘禁し本道は以て舊時の三宅島若くは小笠原島に同じて刑罰を其理由を解するに能はざるなり蓋し經費節約の因徒を利用して以て刑罰を研り道路を開き拓殖を庇補せんとするの主意に出でたるならんとも難き今日既に至りては實に本道の拓殖を害するの否しを嘆せんとする因徒を放飼する者人ば一日も速に集治監を本道外の僻遠なる島地に移轉せんとすることを希望して止まざるなり然らずんば假りに今後内地より押送するとなしとすとも年々

満期出獄する者なりを以て増加し明治廿九年迄には四千五百人の多きに達すべし其苦勞鮮小なりと言ふを得んや夫の大井上等等も免因保護會社を設立せんとする亦實に所なきに非ず然れ共吾人は本道に集治監を置んもたに之を不可とする者也豈に出獄者たるの故を以て此兇惡の徒を本道中最も肥沃なる石狩原野に放飼するを許へんや假使は則ち集治監の移轉は早晩吾人の希望する如く實行せらるるものや然し其滿期に先んじて之を原裁判所に送り歸す可きなり本道に集治監あるが故に出獄後の兇惡者も本道に於て引受くべきの道理に決してあらずならんが故に原裁判所に在るの地に還歸するに引受くべき言ふ可し人或は放牧の不足を憂ふ者なきに非ずと雖も少許の旅費を吾人に本道を兇惡者の測置たらしむるは正理の計とせざる處なるのみならず巡査を以て護衛護送の法に據らしむるに幾人ともなく旅費をも置くを得へきなり吾人は運動士申す拓殖の大計に狂奔する者あるに拘らざる此自害なる集治監排斥運動に従事する者なきを見て頗る不審に耐へざるなり否將に滿期出獄する者誰か踵を接せんとする今日之を内地に送還するの方法を講ずる者なきに至りては本道人民の公共の事に關して冷淡なるに驚くすんばあらざるなり本道諸語話不吾人か絶叫する處を聞き其說に於て可なりとせば遂に之を發せざる不可なりとせば之を發せざる可なりとせば之を發せざるに對岸の火災視して優柔不斷に放擲するは吾人の甚だ探らざる處なり

(明治廿六年十二月廿八日北門新聞)

●出獄人保護會下付地移轉願 目下の一問題たる出獄人保護設立の議に付き之れに反對する樺月形町代理人箕輪幸吉金子越越外十二名より去年十二月廿日右下付地移轉の請願をなしたるが今其願書の寫を得たれば左に掲ぐ出獄人保護會設立の件は當春以來開く處に候得共其地何れなるや分明せざる處今返函北海道集治監用地内下付相成キヤキヤキナライノ間三百五十方坪を返納し有保護會へ下付相成候處守備警備得能はざる義に有之候押該地所たるや形町守津川村の中央に位し一茶石狩川を隔て、沼貝、奈江、砂川、瀧川の諸村に密接の地たり然し一朝此地を免因の閉鎖場とせば自爾自意の遺棄に立ち安んずる地と定めたるに此處へき部落の起るを見て忽ち故郷困苦草衣汗食士誓する志を翻し他に立命の地を擇はざるべからざるの不幸に至り多年の計畫一朝に歸著し拓殖の趨勢遂に退却衰廢の運流を成むに至り可中放免の危否を長民に加へたるの實證は明治十四年以來略んじ僅草率に程に有之に由りて之を見れば保護會に關する免因張は皆好く感化し殆ど尋常長民に危害を加へざるも一般を侵染し來りし感情の上に於て果して如何比隣の囚徒村落の起あらば腐食の間

も危害の念慮を去る能はず終に涙を滴て第二の故郷を去るもの項背隨くに至り誰か敢て此危險の地に來り住せんとするものあらんや是れ則ち惡人を保護するの爲めに真民を驅逐するものと云はざるべからず保護會は云ふ恒産なく常職なきを以て終に不其の事を行ひ免狀を爲すに至る故に此免因を保護し恒産常職と授け終真の人民となし免狀の真民に危害を加へざるを之れ保護會の目的なりと其れ或は然らずんば然りと雖も爲めに一般長民の恒産を奪へ住居を失ひ四方に離散漂泊の人となせしめば一方に於て長民を作ると一方に於て第二の罪因を生ずるなきを保し難からず加之チヤクナナイ、キナウツナイ、等の地所を生ずるなきを勿論石狩川沿岸にして運搬至便石狩國中難難きの其地なるを以て若し集治監の用地にあらずせば既に數年の前に月形新十津川の間成連運搬を來たしたるも必然なりしも如何せん官用地なるが故に人民の移住を企つ能はず日夜増垣を築き、障地の美を羨み居たる此美陸地を以て免因に授け拓殖の真民を驅逐し既地を荒蕪に歸せしむるは拓殖の御主旨にも反し甚だ怪訝の至りに堪へざる所なり上來陳述の次第なるを以て廣田六千九百方里なる我が北海道の義にて候得該地の所は一般人民の移住地と定められ之に代ふるに村落に達き總代御選定の上保護會へ御下付相成候熱心希望に堪へざる所以なり右各村地代御運奉請願候也

(明治廿六年一月十日福隆新聞)

●看守と争ふに拘拘 南樺羅波新地四番町日四番屋敷神崎鶴吉三十八人といふは一昨九日午後一時頃看守藤尾定次郎氏か囚人を大阪區裁判所へ護送せし際右の鶴吉が囚人に何事か通すに藤尾氏に鶴吉に對し言葉を發せざる様制したる所意外にも鶴吉は看守に向ひ看守の身分にして普通人民の言葉を制する權利なきと暫時争ひたる未幾警衛派出所に引渡され終に西署に於て五日の拘留とせし隨分引合はる話ならんや

(明治廿六年一月十一日毎朝新聞)

●監獄署へ泥捲 一昨夜龜田監獄支署警備場へ何時の間にか桶を越へて忍び入りしと見同様に仕舞ひ置ける鐵三挺を奪取したるものありしが同署員は何れも不審識の思ひをなし居るよし監獄署へ泥捲にはいりしが大膽此に至つて極まる事云ふべし

(明治廿五年十二月二十三日北海道)

●露國虜囚徒の徘徊 北海道北見國は露國領太島は僅に一葉帯水を隔つるに過ぎなきより虜囚徒の往々逃走來る者もある由なるが此二月廿月もの事さ七八名の外國人又北見地方を徘徊し屢々民家を脅かして衣箱類を強奪し殊に彼等は常に短銃等の兇器を携帶して山間に潛伏し其出沒の定まり無きより真民等は日夜防禦にのみ手を盡して安心とては無けれども左り逆巡査も人少なりと云ひ殊に一方は外國人の事も兼ねての訓令もあり彼等の兇器に抗拒するに抜刀を以てする事も成らざれば容易に之を捕縛し難く彼等

は益々跋扈するの有機あるより終に人民等も巡査に助勢して一日も速に捕縛せん事と企てたりしが漸く近頃に至りて其内四名程は捕縛したる態なきも尙ほ他の數名は依然として徘徊し居るよし尤も是等の外國人は未だ誰に何國とも分らざる由なれども其行爲等より見ても多分露國の虜囚徒なるべしと云ふ

(明治廿五年十二月廿三日信濃毎日新聞)

●囚人賃與を受く 毆打創傷にて重業罰一年六月の處分を受け目下飯田監獄支署に服役せる飯田町垣垣吉は本月八日同因宮下音讀が外徒先んじて逃走せし際看守を其潛伏所に案内し逮捕を得せしむる功に於て其賞として一昨日金十五錢を賜せられたり

(明治廿五年十二月廿三日信濃毎日新聞)

●又(其觀察の必要) テーロンク氏は其記者として從事する加那陀のアンパール新聞と報のスクラナ論議を載せしむるに夫の英語加那陀の新聞記者テローンク氏は昨日午前神戶より當地に來り府廳にて大浦書記官に面會し夫より堀川の監獄警に對し前田典獄に面會し大坂府の譯官に由りて、目下拘禁する囚人の犯罪の性質、種類、刑期の長短、取扱上の模範、工業場の現況等を聴取り夫より典獄の案内にて監房、工作場、建築場等の歴覽し正午ころ退出直ちに大坂控訴院に赴けり控訴院にては曲木司法大臣秘書官、増島法學博士の添附を出して北島院長に面會し直ちに刑事第二部の公廷に入り恰も此に居たる夫の安南右馬吉事件私訴の審理終るまで傍聽し頓て退出したり昨日中に神戶に引返す處なり

とする所なり」といひ、日本の監獄は囚人の取扱方鄭重に過ぐるか、如し」といひたり。

●監獄米代の不廉 明治二十四年度地方稅收出納算報書に依り縣下各監獄署支習の米代を當時岡山川岸並米相場に比すれば正に左表の如し、役所の買上は何故に斯不廉なるにや、人は云ふ監獄署にては米代、薪代、炊具損料杯を廣く入札に附するとなるか、其代價損料杯に至て安直ならず、甚だしきは米代一日一人分一厘の受買杯ありて如何にも疑ふ可き箇條少なからず、獨り米代の高價なるは或は殊更に云々を果して然るや否や、記者の知る所にあらずとも、岡山川岸の地米相場よりも監獄署入札の米相場が、高直と評す。

(明治廿五年十二月十八日岡山日報)

●中村典獄の後任は山崎氏ならん 別項に記載せる如く、中村典獄は彼の不正事件に坐して過般辭表を提出したるに付ては、其後任として同典獄の椅子に倚るべきは果して何人なり可きや、或は曰く八乙女參事官ならん、或は曰く否な林栗原郡長ならん、諸説紛々たれども、昨今或る信すべき處より傳ふる所に據れば、中村氏の後任として同典獄となる可きものは八乙女に非らずして宮城集治監書記兼看守長山崎徳義氏ならん、云へり蓋し監獄の事務たる尋常官衙の事務と相異なれば、從來監獄に經驗なき素人にては、其任に當るべき覺なきを以て、其途に經驗ある山崎氏を擧げて、其後任に据付けんとするものなりとす、而して同氏をして同典獄たらしめたる以上、猶ほ同様看守等にも多少の轉非を行ふ可き見込の由なるか、格別の過失なき者は宮城集治監に轉せしめ、代りに同集治監の看守を本縣監獄に轉せしむ可き内議もある趣むきなれば、過失なくして從來精勤の者には非免の沙汰なかる可しと云ふ然れども、吾人未だ事實の如何を知らず、只た聞くの儘を記するのみ。

(明治廿六年一月五日東北日報)

も素手にて戻る婆さんたちの小言續々 (明治廿六年一月十五日宮崎新聞)

●監獄書記懲戒せらる 本縣監獄書記横田作三氏は昨年十二月廿四日を以て左の通懲戒せられたり、昨日の縣報に見ゆ。

備中國後月郡井原村佐藤榮一郎なる者より監獄署に納置きたる工業契約に係る保證金三十圓は本年五月七日主任元監獄書記櫻谷彌吉に於て右佐藤榮一郎代理喜多喜七なる者をして領收證書を出さしめ下附の手續を爲し既に提出したるものなるに、同月二十四日納主佐藤榮一郎が未納工錢完納の際右保證金は工錢完納前下附すべきものに非ざるを以て贖置しあるものと信し、正當の調査を爲さず更に三十圓を下附したるは重複に洩り職務上不注意に付罰俸一個月俸給十分一を科す。

廣告

監獄教誨

定價金六錢

右第一編より第六編まで出版完備致し居候に就き御入用の方は此際御申込み下され度候猶は見本を望まる、方は郵便切手六錢封入御申込次第贈呈す此段併せて廣告候也

通俗善惡因果經鼓吹

全一冊

●原本十四卷●縮刷全一冊●製本クロス金文字入●代價金七拾錢

大日本監獄教誨師通信所

右は大聖釋尊が善惡因果の正理を知らざる者の爲め殊に説き玉ひたる善惡因果經を委しく和訳したるものにして實に佛教の道理を容易く知るの良書なり

東京市京橋區築地三丁目八十九番地

雜誌發刊日ノ變交

大日監獄雜誌發刊日ハ從來毎月二十日ノ處本月ヨリ毎月末日ニ變交仕リタリ
右廣告候事
明治二十六年一月

大日本監獄協會事務所

規則及役員

第五回定期總會ニ於テ改正ヲ經タル本會規則並ニ改撰ナリタル役員左ノ如シ

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事務及ヒ監獄關係ト事業ノ改進ヲ冀望スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ育教ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 五 諸問及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 懸賞文ヲ募ル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
 - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
 - 十 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 十一 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信往復其他ニ關スル事
 - 十二 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究、講義、討論、談話等トヲ舉行スヘシ
 - 第十三條 雜誌ハ毎月一回發刊ス
 - 第十四條 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

本會ノ事業ニ關スル事

監獄ニ關スル法令

監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義

統計ニ關スル事

會員ノ通信又ハ寄書

推戴員

特別會員

維持會員

正員

名譽會員

特別會員

維持會員

正員

名譽會員

特別會員

維持會員

正員

名譽會員

特別會員

維持會員

正員

- 第一條 本會ノ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會發行雜誌ヲ讀ム義アルモノトス
- 第二條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第三條 名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス
- 第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長
 - 二 副會長
 - 三 庶務局長
 - 四 調查局長
 - 五 庶務委員
 - 六 調查委員
 - 七 特別調査委員
- 第五條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セララルヲ得

第十一條 役員ハ總テ名譽職トス
 第十二條 維持會員ハ毎年一回之ヲ開ク
 第十三條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ
 第十四條 撰舉ハ總テ維持會員之ヲ行フ

調査局長 小石 重哉 (新任)
 庶務局長 武田 英一 (重任)
 審査委員 佐野 尚 (重任)
 庶務委員 小野 三郎 (重任)
 庶務補佐員 飯島 敬 (重任)
 庶務補佐員 林美 敬 (重任)
 速記主任 齋藤 宗平 (重任)
 出版主任 寺井 宗平 (重任)

右廣告候事
大日本監獄協會

● 偏夕會員ニ謹告ス

本會規則第四條ニ依リ去ル十一月十一日東京市公園内韻松亭ニ於テ開キタル本會常集會狀況ノ大略ハ載セラ大日本監獄雜誌第五十五號雜錄欄内ニアリ右ノ如ク常集會開設ニ就テハ本會會員ニシテ常集會ニ列シ其利益ヲ願キト欲スルモ所在地遠隔其他ノ事情ニ因リ出席セラレ難キ諸君ノ爲メニ寄送問題ノ便法ヲ設ケタリ右ノ如キ會員諸君中同會ノ議ニ付セントスル献議問題質疑問題等ヲ抱持モラル、向キハ明細ナル説明書ヲ副ヘ寄送セラレシ本會ハ到達ノ順序ヲ逐フテ常集會ノ衆議ニ付シ其議決ハ大日本監獄雜誌ニ詳細之ヲ掲載スヘシ
 但常集會次會ハ來ル二月第二日曜日ヲ以テ韻松亭ニ於テ之ヲ開ク

右廣告候事
 明治廿六年一月
大日本監獄協會

(明治廿五年五月六日逕信省認可)

大日本監獄雜誌	
料告廣	表價定
十行以下 一六錢 十一行以上 一圓五錢 卅一行以上 四圓五錢	一册 ●金七錢 半年分(六册) ●金四十二錢 一ヶ年分(十二册) ●金八十四錢 俱交換廣 告ハ一切 謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚
 印刷者 寺井 宗平
 印刷所 東京並木活版所

明治廿六年一月三十一日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
 大日本監獄協會事務所
 東京市淺草區黑船町廿八番地
 賣捌所 東京並木活版所書店
 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
 臨池書院
 其外各書店